

平成28年第4回京丹波町議会定例会（第2号）

平成28年12月 7日（水）

開議 午前 9時00分

1 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 諸般の報告

第 3 一般質問

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（16名）

1 番	坂 本 美智代 君
2 番	東 まさ子 君
3 番	森 田 幸 子 君
4 番	篠 塚 信太郎 君
5 番	山 田 均 君
6 番	山 内 武 夫 君
7 番	山 下 靖 夫 君
8 番	原 田 寿賀美 君
9 番	山 崎 裕 二 君
10 番	村 山 良 夫 君
11 番	岩 田 恵 一 君
12 番	北 尾 潤 君
13 番	梅 原 好 範 君
14 番	鈴 木 利 明 君
15 番	松 村 篤 郎 君
16 番	野 口 久 之 君

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（23名）

町 長	寺 尾 豊 爾 君
副 町 長	畠 中 源 一 君
参 事	伴 田 邦 雄 君
参 事	山 田 洋 之 君
総 務 課 長	中 尾 達 也 君
監 理 課 長	木 南 哲 也 君
企画政策課長	久 木 寿 一 君
税 務 課 長	松 山 征 義 君
住 民 課 長	長 澤 誠 君
保健福祉課長	大 西 義 弘 君
子育て支援課長	津 田 知 美 君
医療政策課長	藤 田 正 則 君
農林振興課長	栗 林 英 治 君
商工観光課長	山 森 英 二 君
土木建築課長	山 内 和 浩 君
水 道 課 長	十 倉 隆 英 君
会 計 管 理 者	下伊豆 かおり 君
瑞穂支所長	山 内 善 博 君
和知支所長	榎 川 諭 君
教 育 長	松 本 和 久 君
教 育 次 長	川 寫 勇 人 君
農業委員会会長	森 田 保 君
選挙管理委員会委員長	正 田 恭 丈 君

6 出席事務局職員（3名）

議 会 事 務 局 長	堂 本 光 浩
書 記	西 野 菜保子
書 記	山 口 知 哉

開会 午前 9時00分

○議長（野口久之君） 改めまして、おはようございます。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、平成28年第4回京丹波町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（野口久之君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、15番議員・松村篤郎君、1番議員・坂本美智代君を指名します。

《日程第2、諸般の報告》

○議長（野口久之君） 日程第2、諸般の報告を行います。

12月5日に議会広報特別委員会が開催され、広報発行に向け協議が行われました。

同日の午後からは総務文教常任委員会が開催され、一部議案の審査をいただきました。

本町新規採用職員研修のため、本定例会における一般質問を傍聴したい旨届け出があり、許可しましたので報告いたします。

本日の本会議に、京丹波町ケーブルテレビの撮影・収録を許可したので報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

《日程第3、一般質問》

○議長（野口久之君） 日程第3、一般質問を行います。

一般質問は、通告に従い、順次発言を許可します。

最初に、梅原好範君の発言を許可します。

梅原君。

○13番（梅原好範君） 皆さん、改めまして、おはようございます。

今年も気がつけば師走の時期となり、落ちついて振り返る間もなく、平成28年が慌ただしく過ぎ去ろうとしております。

日本各地では、残念ながら今年も数多くの災害が発生しており、4月に熊本地方で発生した熊本地震では、137名ものとうとい命が失われました。続く8月、東北地方を通過した台風10号により、これまで水害の経験が全くない岩手の老人福祉施設内で9名の方が犠牲

となる痛ましい事故が発生しており、10月には、発生確率がほぼゼロ%と予測されていた鳥取県中部で、突然、震度6強の地震が起こり、3,000人近くの方が、まさにいつどこで起こるかわからない自然災害におびえながら避難行動をとられました。

近年、全国的な規模で猛威を振るう自然災害により、犠牲になられました皆様、並びに甚大な被害を受けられました皆様に心からのお見舞いを申し上げます。

幸いにして、本町では、大規模な災害に遭遇することがありませんでしたが、平成25年の台風18号被害、翌平成26年の長時間大量降雨被害の恐怖を風化させることなく、平時にこそ災害対応能力の強化を図る時期であると強く戒めるべきです。

同時に、発災後の復旧についても、当時の生活道路の崩壊や農地の壊滅的な被害状況は無残なものであり、ともすれば営農意欲の喪失につながるものでしたが、本町では、災害からの復旧を最優先に捉えた対応を徹底した結果、災害が残した甚大な爪跡は早期に復旧されました。

災害時の対応に加え、発災後の対応についても、このような成功事例を行政内部で円滑に引き継ぎ、地域との共同体制を密にしながら常に災害対応能力の維持と向上を目指していただきたいと思います。

それでは、平成28年第4回定例会における私の一般質問を提出しました通告書に従っていきます。

今回は、町民の皆様の身近な生活を守るまちづくりについて、そして、政府の地方創生策に基づいた本町の産業振興について、さらに本町の宝物である子どもたちを守る教育環境整備についてを課題として質問をいたします。

行政と議会が協働しながら推し進めるまちづくりを広く町民の皆様に広報した上で、ご理解いただくよう努めてまいりますので、寺尾町長を初め、執行部の皆様にはよろしくお願いいたします。

それでは、1番目に通告しております本年度主要事業の進捗状況と完成後に求められる効果についてお聞きします。

まず、旧和知第二小学校跡地における屋根付き多目的施設の整備につきましては、閉校した小学校跡地を荒廃させることなく多目的施設を整備することにより、生涯スポーツの推進や地域イベントの開催を通して、豊かで健康的なまちづくりを願う皆様の熱心な要望活動が実現したのですが、来年度よりの運用開始、進められている現在の進捗状況、そして、完成後に求められる同施設の効果をお聞きいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） おはようございます。

進捗状況ですけど、11月30日現在で約50%であります。

完成後に求める効果につきましては、ゲートボールと芝生広場と一体的に使用することでグラウンドゴルフもできます。また、スポーツの大会、練習、並びに各種イベントの開催など、地域振興、地域活性化の中核施設の一つとして地域住民の皆さんの交流拠点となることをまず期待しています。それに加えて、大事なことです、有事の際には屋内の一時避難場所、あるいは物資の保管場所など、災害時の支援活動拠点としての役割を果たすものと考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 梅原君。

○13番（梅原好範君） 本整備事業につきましては、要望者みずから多くの賛同者を募り、グラウンドの芝生化に取り組まれまして、ボランティアとして毎週欠かさぬ手入れを継続された結果、住民の手づくりによる見事な芝生グラウンドとして完成いたしました。

また、地域活性化に向け、目的を共有する上和知村おこし委員会と協働しながら、建設が進む施設周辺の立木を伐採して景観を向上させるなど、これまでに例のない自主的な活動を展開されております。

夢に描いた施設の運用開始を心待ちにされている皆様は、地域の大切な財産として守り、自分たちでできる管理については進んで行うと申し出られており、お手伝いをさせていただいた支所職員とともに感謝の気持ちでいっぱいになりました。

町長は、こうした皆様の地域を思いやる熱い思いをどのように受け止められ、今後のまちづくりを進められるのかお聞きします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 確かに、今、議員さんおっしゃったとおり、地域を挙げて保守管理にもこれから尽力したいという申し出を受けております。

具体的には、中部の村祭りに参加させてもらったときに、行政が期待する以上の管理をしっかりしていただいているなど。またそれをみんなが喜んで、笑顔で利用していただいているなどという実感を味あわせてもらった思いでおります。今後ともよろしくお願いいたします。

○議長（野口久之君） 梅原君。

○13番（梅原好範君） 次に、20年後、30年後の本町に重要な影響をもたらすものとして取り組みを進める循環型地域資源の活用構想について質問いたします。

本構想を施策として進めるためには、具体的な構想内容を詳細に取りまとめた京丹波町バ

バイオマス産業都市構想を農林水産省に提出し、厳正な審査を通過して認定を受けることが条件とされておりました。

本町では、本年８月に全体構想を国に提出し、選定委員会によるヒアリング等をこなした結果、見事に１０月には国よりバイオマス産業都市としての認定を受けました。その間の担当職員の努力を高く評価しながら、この認定により本事業が大きく推進するものと思われま

す。

その中で、木質バイオマスについては、研究を積み重ねた上で既に事業化され、来年度からの運用は予定されておりますが、この事業につきましても、現在の進捗状況と本町の将来像に与える影響として期待されるものをお聞きいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 木質バイオマスエネルギーによります地域熱供給システムにつきましては、和知大倉の町有地に木質チップボイラーを設置しまして、わちエンジェルの暖房用、そして特別養護老人ホーム長老苑の暖房と給湯用に熱を供給するもので、工事の進捗率ですが約６０％となっております。

この事業は、森林資源を活用したエネルギーの自給を図り、あわせて林業・木材産業の振興をはじめとする地域活性化を目指すモデル事業として位置づけております。

今、言ってもらったとおりなんですけど、ちょっと書いてくれてないんですけど、１０月２０日に７府省庁でバイオマス産業都市の指定をするわけですが、その選定に預かって認定書を受け取りに行きました。

今後、木材のエネルギー利用によりまして、山に放置されていた林地残材、ほったらかしの木の活用によりまして、林業者の収入につながるほか、森林の保全、あるいは整備や木材の用途拡大が図られると期待しております。

また、水害を見ていると、林地残材、ほったらかしの木が一気に流れ出て、被害の拡大につながっているのを目の当たりにしていますので、災害時の被害が最小限に、このことで食い止められるのではないかと。そういうことにも期待をしております。

また、これまでの電気や化石燃料から町内の森林資源にかえることで、環境保全効果や町外に流出していましたお金が町内で循環するという経済効果などが生まれるというふうにも考えております。

さらに、この取り組みを通じた京丹波町ならではの森林教育、あるいは環境教育を行うことで、小中学生がふるさとを知って、郷土愛を育むことにつながって、ひいては京丹波町の将来を担う人材育成にも寄与するものと考えております。

こうした事業については、私の表現で申しますと、手戻りは許されない。あるいは、失敗は許されないと。京丹波町に合った、小規模であっても着実な事業推進を図っていききたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 梅原君。

○13番（梅原好範君） 私は、この事業が本町が有する貴重な財産を再認識しながら、その自信を取り戻す契機となること。さらに、ただいま町長から答弁がありましたように、過去に土砂災害等の現場に対応してきた経験から、先人から引き継がれた山林資源を守ることが災害に強いまちづくりに確実につながるものと大きな期待を寄せております。

次に、鳥インフルエンザ発生跡地に誘致がかないました映画ロケ地構想についてお聞きいたします。

同跡地については、周辺の皆様に長年にわたり深刻な苦痛を与え続けるものとして、一日も早い解決が求められておりました。

しかし、その後もなかなか有効な利活用策が見出せない中で、今回、一発逆転とも言うべき映画ロケ地の誘致に成功し、周辺の皆様はもとより、町内外からも明るいニュースとして大変歓迎されております。

映画ロケ地構想について、現在どのように進められているのか。そして、このロケ地構想は、町内に多大な夢を運んでくれるものと予想しますが、具体的に期待されるものをお聞きいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 京丹波町ロケ地誘致事業ですが、国の地方創生加速化交付金を活用しまして、映画やドラマのロケ誘致を進めるほか、地域農業の振興、あるいは特産品開発、ロケ現場での地域雇用の創出など、京丹波町を元気にするさまざまな取り組みを行っているところでございます。

本事業では、これまで町民参加型のプロモーションビデオの製作やオリジナルロケ弁と特産品開発に着手しているほか、去る11月26日と27日には、山村開発センターみずほにおきまして、「京丹波町映画マルシェ」を開催いたしました。

この催しですが、映画文化の町として、町民の皆さんに映像に触れ合っていただくことと、京丹波町の食べ物や文化など、観光振興を図ることを目的としてイベントを実施しております。さらに、町の魅力を広く町内外に発信するため俳優の榎木孝明さんを観光大使として委嘱させていただきました。

このほか、仮称ですが、「京丹波ロケーションオフィス」の設立につきましては、現在、組織体制、あるいは業務内容などについて京都府、町、業者間で検討を進めております。来年４月の設立に向けまして鋭意取り組んでいるところでございます。

本事業の目標であります「ロケ誘致」につきましては、来年１月１４日公開の「本能寺ホテル」、同じく１月３日に放送予定のテレビドラマ「科捜研の女」のロケが行われたところでございます。

こうした映画やドラマロケの実績を重ねていくことによりまして、京丹波町の新たな観光地となり、地域の発展や活性化につながるものと考えております。

また、ハード事業につきましては、南側平地部分の旧鶏舎１１棟の建屋解体工事とその基礎コンクリート解体撤去及び整地工事が完了しまして、現在、国の地方創生加速化交付金を活用して、山側の旧採卵・出荷棟建屋２棟の解体工事と撮影をサポートする施設の建築設計業務を委託契約しまして、事業を進めているところであります。

さらに、残る旧鶏舎等建屋５棟の解体撤去につきましても、今後、工事発注を予定しているところであります。「負の遺産」と言われたのですが、建屋の撤去を完了する見通しとなっているものであります。

今後、森林公園として造成整備とあわせまして、「映像文化」のまちづくりの拠点として生まれ変わることで、メディア戦略による町のイメージ発信だけではなく、「ロケ地弁当」など、特産品の開発による地元経済効果にも波及するものと大いに期待をしているところであります。

以上です。

○議長（野口久之君） 梅原君。

○１３番（梅原好範君） 今年の夏に町内各地で実施されました「町長と語るつどい」の中で、参加者の方が映画ロケ地について、こんな夢の持てることをどんどん増やしてほしいと笑顔で発言されていたことを思い出します。

続いて、町内に数多く懸架されている橋については、町道との接続はもちろんのこと、区内を結ぶ不可欠な生活道路、あるいは災害発生時には貴重な避難路として位置づけられており、建設時より長年が経過し、著しい老朽化が進行している橋では、地域から早期の改修が強く求められておりました。

そのような経過のもとで、昨年度は、丸山橋改修工事が完了し、緊急時の避難路が確保されたことから、地域住民が抱く安心感ははかり知れません。

同様に、長年強い要望が届けられていた上升谷橋についても、今年度に工事が着手され、

腐食の進んだ欄干からはるか下の水面を見おろし、こわごわ渡っておられた住民の皆様は、工事の進捗を見守りながら安堵されております。

このような現状を確認した上で、両橋梁の改修工事が地域に果たす役割、そして、今後の橋梁補修計画の方向性をお聞きます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 平成２３年度に策定したのですが、橋梁長寿命化修繕計画に基づきまして、予防保全型の維持管理手法により、橋を健全な状態に保ち、耐用年数の延長を図ることを目的としまして、本年度までに五つの橋の修繕工事を実施させていただきました。

また、平成２５年の道路法改正等を受けまして、平成２６年７月から道路管理者は、全ての橋梁について、５年に一度の近接目視による点検を行い、健全性を４段階で診断しております。

今後の橋梁修繕工事につきましては、この結果に基づく損傷状況や地元からの要望などを考慮して、実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 梅原君。

○１３番（梅原好範君） 決して潤沢ではない本町の財政状況のもとで、寺尾町長の就任以降は、地域要望に基づいた多くの新規事業が実現いたしました。

加えて、本町の将来像を見据えながら、未来への投資というべき新しい視点に基づいた事業を立ち上げ、継続される中で、財政状況はどのように推移しているのか。

平成２２年から平成２７年にかけて、数多くの新規事業を手がけながら、土地開発公社等の負債についても解決を果たした上で、年次的に着々と財政健全化が進められてきた経過を具体的に示してください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 各種事業につきましては、財政負担の軽減を図るために、国・府補助金等の特定財源を積極的に確保した上で、過疎債、あるいは合併特例債など、後年度の普通交付税算入率の高い有利な地方債を活用して実施しております。

財政状況につきましては、平成２８年度から普通交付税の合併特例措置の段階的縮減が始まっておりますことから、今後ますます厳しさを増していくものと考えております。加えて、大型事業の実施により地方債残高が増加している現状にありますので、後年度の公債費負担に対応するために、財政健全化の取り組みをこれまで以上に進めていく必要があると考えております。

ここで、今、ご質問の趣旨に余り的確にお答えできていないのですが、京丹波町の場合は、一般会計と特別会計がありますね。その二つで、今言ってもらったとおり、平成２２年から平成２７年まで決算が出ていますので、それでどれだけ京丹波町として全体の借金が減ったか出ます。それと、今言ってもらった南丹・京丹波地区土地開発公社ですね。そこの買い戻し、２０億円以上買い戻しているんですね。全体では、私の試算ですけど、決算でちゃんと出ていますので、年平均にしますと、基金も８億円ぐらい増えていますので、大体１０億円ぐらいずつ借金が減ってきたということになります。これ、事務方に指示して出した数字ですし、私も見ていますので間違いがありません。大体１０億円ぐらいずつ借金が減ってきたと。事業については、今言ってもらったとおり、国とか府の事業が増えたのではなしに、要望に基づいて、もちろん土地開発公社から買い戻したのも事業費に入ります。支出していますのでね。そういうのを含めて、大体、年２０億円ぐらいずつ多くの仕事をさせてもらったということです。これらは、いつも言ってますとおり、私とか副町長が辣腕を振るったのではなしに、さきに答弁させてもらったとおり、職員がしっかりと財政健全化の意識を持って取り組んでくれたと。いわゆる財源をしっかりと確保するまで軽々に事業に着手することのないように、慎重に私らの要望を受けたことを、指示したことに対して対応してくれた結果だというふうに思っております。これはぜひ町民の皆さんにも知ってほしいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 梅原君。

○１３番（梅原好範君） 地域からの切実な要望を届けるお手伝いをさせていただいた者として、大変ありがたく心強い説明をお聞きしました。町民の皆様の切実な要望をかなえると同時に、さらなる財政健全化が進みますことを願ってやみません。

次に、２番目の質問に移ります。

政府が進める地方創生策の一環として配分されました「地方創生加速化交付金」については、交付を受けた近隣市町と比較すると、本町では申請した多くの事業が認可されたことから、群を抜いた配分を受けました。

このような実績を町全体で歓迎できるよう、交付決定に至った経過と事業内容、そして、交付金を活用しながら求めていく将来像をお聞きいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 地方創生加速化交付金ですが、昨年度策定しました「京丹波町創生戦略」に基づきまして、交流人口の増加や仕事づくりに寄与すると考えられる事業を選定をし

て申請を行ったのですが、4事業が採択されまして、6,648万1,000円の交付決定をいただきました。

採択事業の内容ですが、鳥インフルエンザ発生農場跡地のロケ地活用、和知駅を中心とした地域のにぎわいづくり、森の京都DMO、これは連携事業です。京都丹波移住定住促進、これも提携事業です。本交付金事業をきっかけとして、交流人口の増加や仕事づくりを図り、地域住民の暮らしの豊かさや安全・安心な環境づくりにつなげることで、「自給自足的循環社会●京丹波」の実現を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 梅原君。

○13番（梅原好範君） このような事実については、もちろん事業に取り組む職員の企画力と努力、それから現在の本町の力を内外に示す一つのバロメーターと考えておるわけですが、このような結果を広く町民に周知しながら、理解と協力のもとで進めていくべきことが重要と考えます。

そうした内容を広く広報するためにも、よりわかりやすい数字をもって説明いただきますようお願いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 京都府のまとめということで、京都新聞の記事というのが抜粋しているのですが、京都府が47都道府県の中で、地方創生加速化交付金を一番多く受けていらっしゃる。その中で、府内には、京都市も含めまして26市町村あります。そのうち15が市です。11が町村なんです。ここに書いてくれているのを見ると、1番がある市ですけど、9,000万円ぐらい受けていらっしゃる。2番目が8,000万円ぐらい受けていらっしゃる。2番目がもう一つ8,000万円。もう一つ村が8,000万円受けていらっしゃる。5番目ということで、ある市が7,999万円受けていらっしゃる。京丹波町、何と16番です。非常に低いです。6,648万円となっております。

私は、さらに、京都新聞の10月30日を見ているのですが、近隣という表現ですと、二つとも市なんですね。全部取り囲んで市です。人口規模が全然違います。そういうことで申しますと、近隣一緒にやっている、連携をしている市、市民一人頭1,600円ぐらいです。京丹波町は、皆さん、町民一人頭、最低私が見ても3,565円。この数字ですと、4,432円受けているということです。

私、映画マルシェの挨拶に立ったときに言ったのですが、半分ぐらい冗談っぽく言いました。よくテレビに安倍さんという人出とってやろ。皆、ぽかんとはって。安倍総理大臣よ

う出てはるやん。あの人が地方創生戦略という一つの政策を出されて、そして、地方が、いわゆる京丹波町、地方が元気にならんと、日本が元気にならんとということで、今、地方創生を気張ってやっている。その加速化交付金というのをいただいて、この映画マルシェもやらせてもらっているんですと。そやから、今日は、いっぱい喜んだり楽しんだりしてもらったら結構です。こう表現したんですけどね。

今、言ってもらったとおり、さきにも言いました。多くの有利な財源を職員の能力というか、知識で確保してくれて、財政の健全化、財政の規律を保ちつつ多くの仕事をさせてもらっている。典型的な話だと思うんですね。そやから、ある場所では、私、後援会の皆さんには話をさせてもらいました、そのように。歴然としています。16番目ですけど、1番のところで何ぼ高く見積もっても1,500円ぐらいです。2番目は57円です。市民一人頭。多いところでも1,000円。一つだけ、あえて盟友だから村の名前言いますけど、南山城村が実に2万7,586円交付されています。道の駅をつくりはったんです。私が町長に就任する前から、道の駅を村長の手仲さんはつくりたいと言ってはったんやけどね。なかなかできなくて、普通ですと、社会資本整備総合交付金を当てにしてはったのが地方創生に変わったんですね。ところが、地方創生に変わってもなかなかうまくいかないと。ああ、済みません。地方創生の前に農林水産省関連に財源を求めはったんですね。それもうまく行かない。ここでようやく道の駅建設、村民一人頭2万7,000円ぐらい交付されているなというふうに、私、試算しました。そやけど、うちが京丹波 味夢の里を社会資本整備総合交付金を何ぼ低く見積もっても、試算の仕方によっては9万円ぐらい受けているわけですね。社会資本整備総合交付金だけでも約3万9,000円ぐらい交付されていることになります。そのようにして、南山城村以上に京丹波町のほうが私は実を言うと、財源確保、職員がしっかり対応してくれているというふうに思っております。ご推察どおり職員はしっかり働いて、財源を確保して、そして事業を一つずつ推進してくれているということでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 梅原君。

○13番（梅原好範君） 本交付金の決定につきましては、立案した内容が高く評価され、交付を受けたものと考えます。議会としましては、この交付金が地域創生に向け、有効に機能するために町民の皆様とともに注視してまいります。

それでは、最後の質問として、本町の将来設計に大きな影響を与える子どもたちの教育環境の整備について、まずは町長の描かれている具体的な方向性についてお聞きいたします。

本町では、強力に推進すべき重要施策として新庁舎の建設構想、地域資源循環型社会の構

策とともに、認定こども園構想を挙げており、本年度より教育委員会内に認定こども園設立準備室を立ち上げるなど、積極的な取り組みが進められております。

本町の未来を託すべき子どもたちの健やかな成長を全ての町民が願いながら、地域では通学する子どもたちや教育施設を優しく見守ってきた今日までの経過のもとで、認定こども園整備に向けた構想の内容と目的をどのように見定めて進めていくのか。さらに、認定こども園を開設することにより、子どもたちに与えるよき影響として期待されているものをお聞きいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 平成27年2月12日に子ども・子育て審議会答申をいただきました。須知幼稚園と上豊田保育所の統合園に加えまして、みずほ保育所、わちエンジェルの3園を同時に「幼保連携型認定こども園」に移行すべく、検討を現在進めている段階です。

開設する認定こども園の基本的な考え方ですが、「次代を担う子どもたちにとって京丹波町ならではの最善の就学前教育」を目指して、保育所や幼稚園の関係者、あるいは就学前教育の専門家に十分検討いただきまして、さらには保護者の皆さん、地域の皆さんからの意見も踏まえて、京丹波町ならではの就学前教育のあり方を見出していきたいと考えております。

認定こども園が子どもたちに与える影響としましては、町内の全ての子どもたちが等しく豊かな就学前教育を受けていただくことが可能となります。また、保護者にとっても、就労の有無にかかわらず安心して子育てをしていただけることが一つの特徴になります。

あわせて、少子化が進む状況下にあって、こうした先進的な教育施策が、若い世代にとって暮らしやすい魅力あるまちとして受け止められるのではないかとというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 梅原君。

○13番（梅原好範君） 吸収や合併をイメージすることなく、既存の保育所と幼稚園、双方が有するメリットを生かしながら、新しい教育環境の整備を目指して取り組みが進められている認定こども園構想、その全体の進捗状況。さらに、本構想策定段階において、子育て世代の保護者の皆様、あるいは現場に携わる職員からの意見集約は欠かすことのできない重要なものであり、事業の円滑な運用開始に向け貴重なヒントを得られるものと考えております。

こうした意見聴取をどのように実現しながら本事業に生かしていくのか、これにつきましては、開設準備室を所管される教育長にお聞きいたします。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） お答えいたします。

認定こども園開設に向けた取り組み状況でございますが、本年6月に、保育所、幼稚園、子育て支援課、教育委員会など関係者で構成をします開設準備委員会を立ち上げ、認定こども園が目指す基本構想の検討を現在進めております。検討すべき事項が多岐にわたることから、認定こども園の運営に関する「運営協議部会」、須知幼稚園と上豊田保育所の統合に関する「統合検討部会」、さらに認定こども園の教育課程に関する「課程作成部会」の3つの部会を設け、幼稚園や保育所などの関係者を中心に専門的な見地から検討を現在進めております。

現在までの取り組み状況であります。開設準備委員会を3回開催し、各部会を2ないし4回程度開催しております。さらには、先進地や全ての幼稚園教諭、保育士を対象とした研修会、人事交流、ワークショップの開催などを進めてまいりました。

今年度の開設準備委員会での内部検討を踏まえ、平成29年度に認定こども園の基本にかかわる事項について、子ども・子育て審議会にお諮りして審議をしていただくこととしております。

また、保護者の皆さんの意見の集約に関しましては、認定こども園についての検討状況の説明や意見を聞かせていただく機会を適切な時期に設けたいと考えております。

以上であります。

○議長（野口久之君） 梅原君。

○13番（梅原好範君） ぜひとも毎日一生懸命になって本町の子育てに取り組んでいただいております職員の皆様、そして、何よりも我が子を心配される保護者の皆さんの意見が、必ずや生かされる計画策定を進めていただきますようによろしく願いいたします。

次に、町内の小中学校が模索すべき将来像について質問いたします。

全国的な傾向として、歯どめのかからない少子化が教育現場に与える影響は深刻なものとして存在しております。とりわけ、本町の小学校では、過去に再編を乗り越えてきたにもかかわらず、さらに悲観的にならざるを得ない要素がデータとして示されており、小さなお子様がおいでになる保護者の方、そして、以前から校区を単位としてまちづくりに取り組んでこられました皆様の中には、言いあらわしようのない寂しさと不安を訴える方が少なくありません。

また、今日まで、地域として教育環境の変革を見守ってこられました皆様は、今後のあり方について心配をしながらも深い関心を寄せられております。私は、このような現状に直面する中で、現時点からあらゆる模索を含め対応していくことにより、地域と保護者に京丹波

町の子育て環境に不安を抱かせることのないように、取り組みを進めていくことが肝要であると考えます。

そこで、町内小中学校の児童数の現状、そして、将来的な推移をどのように捉えて分析されているのか教育長にお聞きいたします。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） お答えいたします。

まず、町内小学校の児童数の現状であります。5月1日付の数字でございますが、各学校ごとに児童数を申し上げますと、竹野小学校28名、丹波ひかり小学校234名、下山小学校63名、瑞穂小学校162名、和知小学校93名となっております。

また、将来的な推移の予想であります。現時点で児童数が確定しております平成27年度に出生した子どもたちが入学をします平成33年度の各小学校の児童数の見込み数であります。竹野小学校では26名、丹波ひかり小学校187名、下山小学校52名、瑞穂小学校135名、和知小学校65名となっております。

少子化の進展により確実に小学生の減少が進んでいるのが実態であります。児童数と学校のあり方について、従来、文部科学省では、学びにふさわしい適正規模の確保を主眼に置き、学校の統廃合が進められてきました。

ただ、昨年の12月に中央教育審議会が、「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働のあり方と今後の推進方策について」という表題の答申を出しました。学校の統廃合が他面では、地域の活力を失わせることにつながったとの反省から、今後の学校のあり方については、適正規模の確保の視点に加えまして、地域創生の視点から小規模校を存続させ、小規模校のメリットを生かしデメリットを低減させる工夫を講じた上で、学校を核とした地域創生も一つの選択肢として提示するようになりました。

こうしたことも踏まえて、本町においては、学校のあり方については、それぞれの地域での取り組みを十分に踏まえ、適切な教育効果を図るとともに、地域の連携・協働の視点もしっかり見定めて考えていきたいと、そのように考えております。

以上であります。

○議長（野口久之君） 梅原君。

○13番（梅原好範君） ただいま教育長に答弁いただきましたように、大変厳しい予測をしながらも、正確で詳細な分析が実行されておりますことに安心をいたしました。

このような現状の中で、竹野小学校校区を活動拠点として、積極的なまちづくりを展開されております竹野活性化委員会では、地域住民、保護者、児童、学校を巻き込みながら先進

的な取り組みをなされております。

このような熱心な地域活動は、本町教育環境のあり方を指し示すモデルケースとしての役割を果たすものと考えております。

このような地域活動を教育委員会としてどのように受け止められているのかお聞きいたします。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） ご指摘のように、竹野活性化委員会が中心となって行われております取り組みは、先ほど紹介をいたしました中央教育審議会が示しております今後の学校のあり方、とりわけ学校を核とした地域創生のモデルとなり得るものと考えております。

こうした竹野地域の取り組みが全国的にも評価され、ちょうど本日であります。「地域学校協働活動」推進に係る文部科学大臣表彰を東京で受けていただいております。

以上であります。

○議長（野口久之君） 梅原君。

○13番（梅原好範君） 竹野活性化委員会の皆様の地域を思いやる熱心な活動に心からの敬意を申し上げ、質問を続けます。

児童生徒数が減少を続けることに早い段階から危機感を持ち、特色のある取り組みを進める和知小学校と和知中学校では、今後、多様な方向性が模索される中で、小中一貫教育の推進を課題として、小中学校間の交流を研究されております。これは、地域や保護者が抱く不安を最小限にとどめるために、教育現場から発信される大変有意義なものとして歓迎しながら、さらなる広報を目的として、現在、取り組まれている内容をお聞きいたします。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 平成26年4月に策定をいたしました京丹波町の教育振興計画におきまして、適切な教育環境の整備として、小中一貫教育に向けた取り組みを挙げております。これを受け、本年度、隣接する小中学校における連携教育に関する調査研究校として、和知中学校と和知小学校を指定したところであります。この指定を受けまして、和知中学校と和知小学校では、児童生徒の学校行事を通じての相互の交流学习、教職員の合同研修、一貫教育の先進地視察、あるいは先進地を招聘しての研修会を実施してきたところであります。

また、今年度から中学校教員の専門性を生かし英語科、美術科、小学校では外国語活動、図工、中学校の教員が小学校へ出向いて授業に協力する取り組みも始めたところであります。

こうした実証的な取り組みを通じ、今後の学校のあり方を引き続き調査研究をしていきたいと考えています。

以上であります。

○議長（野口久之君） 梅原君。

○13番（梅原好範君） これまでの質疑を通して、本町の宝物である子どもたちの教育環境整備については、それを支える地域と密接で良好な関係の維持が重要であると、改めて実感するに至りました。

このような方向性を深く認識しながら、地域と学校をつなぐ今日までの実例がありましたらお聞かせください。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 現在、京丹波町では、先ほど申しました竹野小学校の事例以外にも、丹波ひかり小学校では、学校運営協議会制度を京都府内でいち早く取り入れましたコミュニティ・スクールとして、地域の皆様からさまざまな連携協働の支援をいただいております。

また、下山小学校、瑞穂小学校、和知小学校では、学校地域支援本部事業を実施いただき、それらの学校では、それぞれの地域からの学校への支援活動として、読み聞かせ活動、体験的な栽培活動、あるいは地域の伝統芸能や文化の継承活動など、幅広い支援をいただいております。

以上であります。

○議長（野口久之君） 梅原君。

○13番（梅原好範君） 時代の変革とともに、子どもたちを取り巻く環境は大きくさま変わりをし、私が通っておりました幼稚園、小学校とも今では廃校となりました。

しかし、質問の冒頭でも申し上げましたように、今、町内の各地で校区を対象とした地域活性化を目指されております皆様、そして、廃校後の校舎を有効利活用しながらまちづくりに取り組まれる皆様、また、廃校となった学校跡地を荒廃させることなく、地域の財産として大切に守られております大勢の皆様がおいでになります。ただ、ひたすらに地域を温かく見守り続ける皆様の温かい活動を大きな頼りとし、また、貴重なアドバイスとして受け止めながら、将来の教育環境整備を策定することの必要性を強く申し上げ、私の質問を終わります。

皆さん、ありがとうございました。

○議長（野口久之君） これで、梅原好範君の一般質問を終わります。

次に、山崎裕二君の発言を許可します。

山崎君。

○9番（山崎裕二君） では、平成28年第4回定例会における山崎裕二の一般質問を始めま

す。

5項目起こしております。教育長、町長、農業委員会会長、答弁者に設定しておりますが、よろしくお願いいたします。

まず、1番目に、自転車通学生についてお聞きします。

中学生などの自転車通学生の学校ごとの人数は何人か、教育長、お答えください。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 蒲生野中学校が136人、瑞穂中学校が16人、和知中学校が4人の計156人が自転車通学生として登録されています。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） それでは、自転車の道路交通法上の扱いはどうなっているかの答弁を求めます。

○議長（野口久之君） 川畠教育次長。

○教育次長（川畠勇人君） 自転車でございますが、軽車両という扱いになろうかと承知しています。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 今、軽車両ということですが、自転車事故を起こしてしまった場合、問われる可能性のある責任についての答弁も求めます。

○議長（野口久之君） 川畠教育次長。

○教育次長（川畠勇人君） 加害者になるか、被害者になるか、過失割合など全体があらうかと思いますが、場合によっては、対人対物という形で賠償などの責任が問われるのではないかと考えております。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 今言っていたように、道路交通法上、自転車は車両の一部、軽車両ということです。法律違反をして事故を起こすと、自転車利用者は刑事上の責任が問われます。また、相手にけがを負わせた場合、民事上の損害賠償責任も発生するということで、自転車には道義上の責任といったものもつきまとうということがあるかと思います。

それでは、自転車事故の賠償責任において、未成年者は免責され得るのか答弁を求めます。

○議長（野口久之君） 川畠教育次長。

○教育次長（川畠勇人君） 未成年といえども、基本的には免れないのではないかと推察いたします。通常しますけれども、保護者などにその責任が及ぶのではないかなというふうに考

えております。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 同じく軽車両ということではありますが、自転車の通行は、原則、車道か、歩道か、どちらか、答弁を求めます。

○議長（野口久之君） 川畠教育次長。

○教育次長（川畠勇人君） 原則、車道になろうかと思えます。運転者の状況でありますとか車道の交通状況によりまして、歩道を通行することもできることもあるのではないかなと思います。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 例外として、13歳未満であるとか、67歳、ちょっとあれなんですけど、高齢者も歩道を通ることができるというふうにありますけど、原則、車道ということがあります。自転車以外の車道を走る車両には、自賠責保険の加入が義務づけられています。その点をどのように評価するか答弁を求めます。

○議長（野口久之君） 川畠教育次長。

○教育次長（川畠勇人君） 自賠責保険に加入していない車を運転することは違法であります。自賠責保険は対人保険のみで、賠償額も3,000万円が限度ではなかったかなというふうに思いますが、したがって、多くの方が任意保険などで不足分をカバーされているのではないかと思います。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） それでは、2つ目ですが、実際の自転車通学生の登下校時の事故発生件数と事故種別はどのような状況にあるのか、教育長、答弁を求めます。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 登下校中の事故の発生状況でありますけれども、平成26年、平成28年に各1件発生をしております。いずれも自転車の単独事故であります。他の車両、歩行者との接触等のような事故は報告は上がっておりません。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） それでは、我が町ではそういうことですが、実際にあった事故のほか、登下校時の自転車事故として統計などから鑑みてどのようなケースが演繹想定できるか、その答弁を求めます。

○議長（野口久之君） 川畠教育次長。

○教育次長（川畠勇人君） 想定でございますが、歩行者との接触、自動車や自転車との接触、そのほか道路標識だとか電柱など、そういったものに対する接触事故などが考えられるかと思えます。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） それでは、傾向として、自転車による加害事故が自転車事故全体に占める割合は把握できているのか、また、自転車常用者が第一当事者となる加害事故の主な原因は何か、その点についての答弁を求めます。

○議長（野口久之君） 川畠教育次長。

○教育次長（川畠勇人君） 加害者の自転車事故全体の割合でございますけども、日本損害保険協会の資料によりますと、16.1%とされています。また、主な原因といたしましては、安全運転義務違反、一時停止の無視、信号無視などとされております。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 関連してですが、歩行者との接触事故を起こした場合、自転車側の責任、過失割合はどの程度になると見積もられているのか、答弁を求めます。

○議長（野口久之君） 川畠教育次長。

○教育次長（川畠勇人君） 事故の状況にもよるかと思いますが、歩道で歩行者と接触した場合などは、自転車側に極めて大きな責任が及ぶのではないかと考えられます。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 歩道上との歩行者との接触事故は、自転車側に100%近い責任が求められる可能性があるということを認識かと思えます。

3つ目ですが、兵庫県、大阪府、滋賀県では、条例による自転車損害保険等の加入義務化を定めています。また、京都府の条例においても、同保険等への加入努力義務を課しています。さらに、京都市では、パブリックコメントの募集が終了し、来年2月の市議会に条例改正案の提出を見込んでいるという状況にあります。同保険等加入の義務化、あるいは努力義務化の意図目的をどのように分析するか、教育長、お答えください。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 京都府の交通事故概況によりますと、自転車による交通事故は減少傾向にありますが、加害者となる交通事故の割合が増加傾向にあると考えております。また、被害者が死亡した場合などに多額の賠償額を命じられるケースがあるとも承知をしております。

こうしたことから、自転車には自動車の自賠責保険のような強制保険がないことから、任

意保険の加入について、義務化あるいは努力義務化が進められていると、そのように承知をしております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 今言っていただいたように、自転車での加害事故において、裁判における判決文で、加害者が支払いを命じられた額、いわゆる判決認容額は高額なものでどの程度になっているのか、答弁を求めます。

○議長（野口久之君） 川罵教育次長。

○教育次長（川罵勇人君） これも、日本損害保険協会の資料からでございますが、判決によります損害賠償としては、9, 521万円などが挙がっております。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 同じ資料かと思いますが、9, 521万円でありますとか9, 266万円、6, 779万円、5, 438万円、4, 746万円といったところが高額なものとして事例と一緒に列挙されております。

それでは、平成28年4月1日から南丹市立の中学校に通学する生徒の保護者に対し、通学費の負担を軽減することを目的に、通学費の実質無償化が実施されました。この点について近隣市町ということで、分析対象になっていると思いますが、どのように把握しているか、答弁を求めます。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） これまでもバス通学と含めて通学についてのさまざまなご意見、ご要望をいただいております。その際、今ご指摘のありました近隣市町の施策と、あるいはその動向について、教育委員会としてもこれまで把握をしてきましたし、そのことも踏まえてこれまで検討してまいりました。

以上であります。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 具体的には、自転車通学生に対して、通学費無料化とバス通学の無料化とあわせて、年額1万円の補助金を学年度末に支給するといったところで、したがって3年間では3万円程度の支給と、最大ですが。殿田中学校あたりは半年だけ自転車通学ですので、その半額ということですが、そういったところが行われているようです。

4つ目ですが、バス通学生の費用無料化検討とあわせて、自転車通学生を対象とした自転車損害保険等の加入への保険料補助を新設するべきではないか、教育長、答弁を求めます。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 現時点におきましては、保険料補助を新設するというような予定はございませんが、自転車損害保険については、京都府においても努力義務化がされているということでもありますので、保険加入促進に向けた啓発などの取り組みを進めることや、また、自転車通学生の加入実態、あるいは今もありましたご紹介いただきましたことも含め、他市町村の動向などについても状況把握を今後進めたいと考えております。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） それでは、2つ目ですが、ごみ関連の対応について質問を起こしています。

今回出ました広報京丹波の中で、町長と語るつどいの特集があって、ごみカレンダーの改善ということで、ごみカレンダーの字が小さく、色使いも見にくい、見やすくしてほしいという質問に対し、生活に大切な情報であり、来年度には見やすく変更しますといったところが記されておりました。私も同じように聞いておりまして、一番として、年齢、性別問わず、本年度の町ごみ収集カレンダーが見にくく、わかりにくいとの声が届いています。前年度までの同カレンダーと比べて、大幅な改訂がありましたが、製作段階での検討状況はどうであったか、町長、お答えください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） ごみ収集カレンダーは、町民の皆さんからのご意見を伺い、本年度より、カレンダー形式に切り替えたのですが、文字が小さい、あるいは高齢者から色がついていてわかりにくというご意見をいただきました。

平成29年度においては、これまでいただいたご意見を反映させて、改善を図っていきます。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 2つ目ですが、今回のごみ収集カレンダーへの指摘は、デザインの大幅な変更に起因するものに加えて、色弱者や高齢者の方に特に配慮したカラーユニバーサルデザインへの意識の希薄さが招いた点も少なくないと推しはかっています。役場からの使送文書、CATVの文字放送ほか、さまざまな行政対応において、カラーユニバーサルデザインへの理解が必要と考えるかどうか、町長の答弁を求めます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 先ほども申しましたとおり、来年度以降は配慮したものになるように改善していきます。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 今、色弱者の話をしましたが、日本人の発生割合から推計して、町内の色弱者など、色覚以上の方は何人程度になるか、把握できているのか答弁を求めます。

○議長（野口久之君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） 一般的に言われておりますのは、日本人の男性であります約20人に1人、また、女性につきましては約500人に1人ということでございまして、それから推測されますあくまで机上の人数でございしますが、男性で約350人、あるいは女性でしたら15人というような数字が推測されます。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 色弱、色盲、色覚異常とは、大多数の方の色の見え方と明らかに異なる色覚のことで、日本人では、先ほども言ってもらったように、男性の約20人に1人、女性では500人に1人が、人数にすると全国で約300万人以上いるとされています。中学校でも色覚の検査が行われていましたが、町の12月1日現在の人口で、同じようでも机上で算出すると、今言ってもらったように、370人弱ぐらいの人数が該当するのではないかというふうに思います。

平成18年施行の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、いわゆるバリアフリー新法において、色弱者の方も同法の対象となりました。同法が後押しする形で、地方自治体もカラーユニバーサルデザインに配慮するようになってきました。多くの自治体で同デザインのガイドラインやマニュアルを策定し、ホームページなどでも公開しています。策定とまでは言いませんが、参考にし、念頭に置くことが大切であると評価しますが、この点についての答弁を求めます。

○議長（野口久之君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） 大切なことだと思っております。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 3つ目ですが、財政負担の軽減及び地域経済の活性化などを意図し、指定ごみ袋に掲載する有料広告の募集を船井郡衛生管理組合で議論してはどうか、町長、お答えください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 船井郡衛生管理組合で、船井郡衛生管理組合と南丹市、京丹波町で毎月1回担当者会議が開かれていますので、その場で提案するように指示します。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 同じように、それぞれの指定ごみ袋だけでなく、外袋に有料広告を掲載する自治体も増えてきています。あわせてこの辺も船井郡衛生管理組合へ提案していただければというふうに思っております。

4つ目ですが、不法投棄の傾向として、ここ数年、増加傾向にあるのか、減少傾向にあるのか、町長、お答えください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 不法投棄については、ここ数年、横ばい傾向でございます。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 町民の皆さんを対象にしたアンケートでは、監視や指導による不法投棄の防止といったところが早期改善項目に挙がっているようです。こういったところからも、5つ目ですが、要望に基づく不法投棄禁止看板設置時などに、地域の実情に応じた未然防止のためのアイデアを募り、英知を集約し、共有するとともに、実践（実証実験）をしてはどうかというふうに考えております。この点についての町長の見解をお聞かせください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 不法投棄防止対策については、現在各区の要望により不法投棄防止看板の設置、あるいは関係機関と連携した不法投棄巡回パトロール等で対応しております。

今後におきましては、環境推進委員会で、委員の皆さんに考えをお伺いする中で、取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 特に、不法投棄された後の対策というよりも、まずはやっぱり未然防止の対策、これは、割れ窓理論というのがあるのですが、建物の窓が割れている、壊れているのを放置すると、誰も注意を払っていないという象徴になり、やがて他の窓も間もなく全て壊されるというような考えです。つまり、不法投棄の放置がさらなる不法投棄を呼び、件数が増えると。ニューヨークの地下鉄の例が、割れ窓理論としては有名なのですが、こういったところがあります。そういったところから、まず未然防止がやはり大事になってくるのではないかと思います。

最近、道路沿いに建てられた小さな鳥居が不法投棄対策に大きな効果を生んでいると。これ、太閤坦のゴルフ場の府道沿いにも建てられているようになっているのですが、ドライバーや周辺住民からは、ごみのポイ捨てが劇的に減ったという声が全国的には聞かれているよ

うです。ちょっと太閤垣のことはわからないのですが、太閤垣のほうでも連続して小さな鳥居が建てられております。

さらに、不法投棄、これは事後の対策ですが、不法に捨てられたごみを京都府福知山市民と行政が撤去する「不法投棄やつつけ隊」というものが結成されたというふうに新聞報道がありました。福知山をモデルにして、来年度は、府内の市町村に活動を広げる府の事業で、1カ月ほど前の11月10日（木）に初めての作業が福知山市で行われたと。住民や府・市職員ら32人が山の斜面で不法投棄の撤去に当たったと。府によると、電化製品や家庭ごみといった小規模な不法投棄は、行為者の特定が難しい上、崩壊の危険性などもなく行政代執行の要件を満たさず、土地の所有者の負担となって放置されるケースが多い。解決に向け、府が、不法投棄に頭を痛める地域の住民や公募のボランティアによる撤去活動を企画したといったところがあります。

こういったところも利用しながら、不法投棄は横ばいにあるということですが、少なくしていくという取り組みが大事かというふうに思っております。

6つ目ですが、可燃ごみの収集場所で最も遠い方でどのくらいの距離で、平均的な距離は何メートル程度か。また、収集場所の増減はどのように決定しているのか、町長、お答えください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 可燃ごみの収集場所までの距離については、済みません、実際に計測したことはございません。

また、収集場所の増減等については、地元区からの要望に基づきまして、船井郡衛生管理組合と協議して決定してきました。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 高齢などを理由に、自主的に免許返納された方にとって、とりわけ雨や冬のごみ出しは苦勞が伴い続けるというふうに察します。今後、そういった点も踏まえた柔軟な対応がますます重要になると考えますが、この点についての答弁を求めます。

○議長（野口久之君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） 現在のところ、事務レベルでは考えておりませんが、今後とも地域のご理解とご協力をよろしくお願いしたいというふうに考えております。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） では、3つ目ですが、農地転用後の太陽光パネル設置について、主に

農業委員会会長に答弁を求めます。

1 目ですが、農地転用後の太陽光パネル設置はここ数年、何件程度で推移しているのか、答弁をお願いいたします。

○議長（野口久之君） 森田農業委員会会長。

○農業委員会会長（森田 保君） 太陽光発電にかかわります年度別の転用件数につきましては、4 条・5 条申請を合わせまして、平成 25 年度から申し上げますと、平成 25 年度が 6 件、平成 26 年度が 37 件、平成 27 年度が 19 件、平成 28 年度 10 月末で 7 件、合計で 69 件となっております。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9 番（山崎裕二君） 農地転用後に太陽光パネル設置工事が進む過程や稼働後に、農業委員会に、ゆゆしいという表現が適当かわからないのですが、相談があった事例はあるか、その点についてのお答えをお願いいたします。

○議長（野口久之君） 森田農業委員会会長。

○農業委員会会長（森田 保君） 太陽光パネルの設置に伴いまして、農業委員会に相談があった件数は 1 件でございます。その内容につきましては、事業者による地元への説明不足が相談の内容になったものと受け止めております。

このことにつきましては、以前より申請者並びに、特に設置業者に対しては、地元の説明を十分行うよう、指導をいたしておるところでございます。なお、今後も引き続き、一層の指導を図ってまいりたいと思っております。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9 番（山崎裕二君） 3 目ですが、太陽光パネル設置を目的として、先ほども言っていたように、農地法に基づく 4 条・5 条転用許可や非農地証明を申請する際、隣地の所有者だけでなく、現にそこに居住している方の承諾を得るように変更すべきではないか、この点についての農業委員会会長の答弁を求めます。

○議長（野口久之君） 森田農業委員会会長。

○農業委員会会長（森田 保君） 農地の転用許可申請は、知事の許可となりまして、農地法に定められた条件に照らして審議を行い、知事へ進達し適正な運営・処理を行っているところでございます。

さらに、申し上げますと、農地法に基づく農地転用許可申請の事務手続に関しましては、農業委員会の申請者に求めることができる書類につきましては、農地法施行規則で定められておるところでございます。

農地転用により農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼす恐れや、周辺の農地にかかわる営農条件に支障を生ずる恐れがないかを農地法に基づいて判断する必要がある、そのために関係水利組合、農家農事組合の承諾書とあわせて、隣接農地の所有者の承諾書の提出を求めています。今、議員からあります近隣住民の生活環境を守る必要につきましては、認識を共有いたしますけれども、農業委員会の役割は、農地と担い手を守ることであり、この問題につきましては、農業委員会の権限を越えるため、町独自の条例を設けることも含めて、行政担当課で対応していただきたいと考えております。

なお、町独自の条例があれば、農地法におきましても、他法令の許可見込みがあるかをチェックできることとなっております。よって、その旨を証する書面を求めることができるということになります。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 今言っていた点と重複するかもしれませんが、4つ目です。

太陽光パネルを設置する際に、設置者に関係地域住民との設置前説明協議や合意に基づく申請を義務づけることを主な内容として、住民の生活と再生可能エネルギーの調和を目指す条例やガイドラインを確認できるようになってきました。町民の皆さんの生活環境の保全といった面で、どのように評価するか、会長、続いて町長、お答えください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 太陽光発電施設設置や管理に関する条例やガイドラインについては、各都道府県や各自治体で策定されております。

本町においても災害の防止や良好な景観の形成、生活環境の保全など地域住民との合意形成等を図る上で、関係法令に定めるもののほか必要な事項を定め、持続可能な自然エネルギーの円滑な導入と、安全・安心な地域社会の構築を図ることを目的として、ガイドラインの策定に向け検討を行っております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 今、ガイドラインの策定に向け検討を開始したということですが、生活環境に直結した住宅地への太陽光パネル設置を初め、無秩序な設置乱立が行われると、町創生戦略で掲げる「日本のふるさと。自給自足的循環社会」、京丹波の理念や森や木にまつわる文化や歴史、豊かな森の恵みを享受できる交流拠点、実りの恵みを感じることができるといった森の京都のコンセプトと直接的、間接的に町は可能なものと考えているか、相克す

るものではないか、そういったところについての答弁を求めます。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） ただいま、町長の答弁にもございましたように、その辺のところを勘案しまして、現在、ガイドラインの策定を検討しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 4つ目ですが、また、農業委員会会長に答弁をお願いいたします。

畦畔管理（草刈り）省力化についてですが、1つ目として、9月21日（水）、小畑サヌキ田地内において、畦畔管理（草刈り）省力化に関する実証実験の一環として、ベントグラスの播種作業が行われました。私もちょっと遅れてですが、参加させていただいて、共有させていただきました。目下、2カ月半経って、その効果の観察途上にありますが、これまでの経過はどのような状態にあるのか、農業委員会会長、お答えください。

○議長（野口久之君） 森田農業委員会会長。

○農業委員会会長（森田 保君） グランドカバープランツの実証といたしまして、9月21日にベントグラスの播種を行いました。播種後1週間で全体的に発芽をいたしまして、2週間後には草丈三、四センチまで生育をいたしました。11月中旬には七、八センチとなりまして、芝の密度も高く良好な状態であります。

今後は、越冬状況を見守りながら、来春から栽培管理を続けることとなるわけですが、春先から夏場に向けての生育管理というものをしっかりと観察する必要があるかと思います。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 私も播種、そして1週間後、5週間後、そしてこの前の日曜日にも確認に行ってきました。やはり隣地の播種作業を行っていないところに比べて、環境としてはよくなっているのではないかなというふうに認識しました。また、あと、升谷のほうで中山間の補助金か何かを使って、先にやられていた分についても、よく通ったときに見させていただくのですが、あちらものり面にきれいな芝が生えている。良好な環境ができているのではないかなというふうに見ております。

では、町内での同省力化の普及に向けた課題をどのように分析しているか、会長、お答えください。

○議長（野口久之君） 森田農業委員会会長。

○農業委員会会長（森田 保君） 農業委員会におきましては、今回、実証しておりますベン

トグラスは寒冷地型の芝でありまして、特に品種の適合性など、今後の生育状況をよく観察しながら、施工技術、栽培管理の指導指針、そういったものを検討いたしまして、特に種子代金につきましては、必要経費が多くかかることからいたしまして、補助金制度の創設を要望をしておるところでございます。町とともに中山間地の畦畔管理の省略化とのり面の保全対策として、合理的な農業への実現に向けて、さらに取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 3つ目、今、農業委員会の方針は聞かせていただきましたが、播種前に必要な除草剤やベントグラスの種などは非常に高価であると。畦畔管理の労力軽減のためにも、補助制度を創設するべきではないか、改めての町長の答弁を求めます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 実証結果に基づいて検討してまいりたいと思います。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 5つ目ですが、最後の債権管理についてです。

町が有する債権は、公法上の債権、公債権と、私法上の債権、私債権に区分できます。それぞれの代表的な債権とその消滅時効の期間はどうなっているか、町長、お答えください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 公法上の債権、いわゆる公債権としましては、町税及び公課と言われる介護保険料、保育所保育料、また農業集落排水施設使用料等、その他の公共的な債権があります。総則的な消滅時効期間は、町税は地方税法第18条第1項により5年、公課並びにその他の公債権は自治法236条第1項により5年とされていますが、個別法令により2年と定められているものもあります。

一方、私債権は、本町との契約行為等により発生するものであり、水道料金や町営住宅使用料等があります。

消滅時効期間は、民法の規定が適用されまして、債権の性質によって1年から10年と規定されております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） それでは、不納欠損と債権放棄の違いは何か。また、両者の法的な原因、結果の関係はどのように説明できるか、町長、お答えください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 不納欠損とは、会計上の措置であります。調定した債権が何らかの理由により徴収が困難であるとして、その債権額を会計処理上の損金として処理し、次年度に調定を繰り越さないという措置を行うものであります。

また、債権放棄とは、債務者の同意なく、債権者の一方的な意思表示により、債務を消滅させることを言います。債務者には債務を免除される法的効果が発生します。

両者の法的因果関係としましては、債権放棄を行った場合には債権が消滅しますので、会計上も不納欠損の必要が発生しますが、会計措置である不納欠損には法的効果がありませんので、公債権とは異なり、私債権においては不納欠損しても債権は消滅しないこととなります。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 今言っていたように、不納欠損は行政内部で行う措置であり、敷えんしますと、債権の消滅または権利放棄などにより債務免除した結果、不納欠損として次年度に調定を繰り越さないという措置を行うものです。単に時効期間を経過したという理由のみで行った不納欠損処理に、今ちょっと言っていたようですが、私法上の債権を消滅させる法的効果はあるのか、改めての答弁を求めます。

○議長（野口久之君） 松山税務課長。

○税務課長（松山征義君） ただいま、町長の答弁にございましたとおり、法的効果というものはございません。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 私法上の債権ですので、私法上の債権の担当者の方の答弁も求めたいと思います。

○議長（野口久之君） 十倉水道課長。

○水道課長（十倉隆英君） 水道料金等が私債権に当たりますので、不納欠損を行った場合は、会計処理上の処置であるため、不納欠損によりまして債権が消滅することはないというふうに考えております。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 3つ目ですが、地方自治法第96条第1項、先ほどの町長の答弁にもこの文言が出てきたと思うのですが、第10号において、条例などに特別の定めがない場合、

債権などの権利放棄を行うためには、個別の議会の議決が必要としていると。ただし、同法第236条第2項の規定に基づき、公法上の債権のうち、時効に基づく権利消滅の場合は除くということになります。係る規定をどのように解釈し、各債権の不納欠損を行っているのか、改めてになるかと思いますが、町長、お答えください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 私債権の債権放棄に当たっては、地方自治法第96条第1項第10号に議会の議決を要することが規定されております。

また、不納欠損については、会計上の措置でありますので、各会計の決算報告として毎年度議会に報告させていただいているところであります。

債権には、時効の援用ができない行方不明者の債権など、請求行為に実効性のない債権も存在します。

今後、債権徴収事務の効率化のためには、国の債権管理事務取扱規則第30条の「みなし消滅」規定のような、債権放棄を可能とする条例などの環境整備が必要であると認識しております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 大分、後の項目の答弁も含んでいたように思いますが、もう少し煮詰めます。

地方税法の第15条の7第4項及び第5項による時効消滅でない公法上の税債権、あるいは水道使用料、平成26年度にたくさんの私債権の水道使用料の不納欠損がありましたが、債権放棄の議会議決の関連でどういうふうを考えて行っているのか、説明を求めます。

○議長（野口久之君） 松山税務課長。

○税務課長（松山征義君） 地方税法第15条の7第4項及び第5項に関する債権につきましては、強制徴収債権という位置づけでございますので、自動的に債権そのものが消滅するという手続に入りますので、不納欠損の会計上の処分を行うという流れになります。

以上です。

○議長（野口久之君） 十倉水道課長。

○水道課長（十倉隆英君） 私債権の不納欠損につきましては、先ほども申しましたとおり、会計上の措置ということですので、議会議決は要しないものというふうと考えております。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 今、不納欠損に関して、議会の議決とは分けて考えているというふう

なところが私債権のほうでは答弁があったかと思いますが、時効期間が経過した私法上の債権であっても、相手方の援用がない場合、先ほども町長から言っていただきましたが、権利は消滅しないため、議会の議決を必要とすると考えます。権利の行使の相手方の援用というものは、私債権の不納欠損に当たってあったのか。また、それぞれの意思表示の内容はどのようなものであったのかの答弁を求めます。

○議長（野口久之君） 十倉水道課長。

○水道課長（十倉隆英君） 過去に不納欠損を行ったもので、消滅時効を経過した私債権につきまして、債務者本人から時効援用がなされた例は1件。あと、代理人からなされた例が1件あり、それぞれ時効援用の意思が書かれた書面のほうを受領しております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） それでは、不納欠損として時効の援用も行われているにもかかわらず、なぜ債権放棄の手続は経ない。そういったところがまかり通っているのか、そういったところの答弁を求めます。

○議長（野口久之君） 十倉水道課長。

○水道課長（十倉隆英君） まず、履行延期の免除の申し出が過去にされた例はございません。債務者本人からの時効援用がなされた例は2件ありますけど、履行延期の免除の申請が出されたことは過去にございませんので、もし、提出された場合は、受領した上で適正な処理を行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 先ほどもちょっと言っていただきましたが、関連してです。

私法上の債権では、例えば滞納者が長期間、行方不明になった場合や滞納者が死亡し、相続人がいないケースなどであっても、議会の権利放棄の議決など経ずに一定期間待って、不納欠損処分するといった措置は、地方自治法上、適法というか、オーソドックスな手法としては、判断されていないケースがあります。この点について、どういうふうに解釈しているのかの答弁を求めます。

○議長（野口久之君） 十倉水道課長。

○水道課長（十倉隆英君） 先ほど申し上げましたように、履行期限の延期特約を行ったときから10年を経過すれば、免除可能であるということが規定されておりますので、もし、そういった例がございましたら、受領した上で適正に処理してまいりたいというふうに考えております。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 最後に、提案になるわけですが、先ほどもちょっと言っていた中にあったようですが、債権管理条例を導入し、定型的な場合の不納欠損など、あらかじめの定めを置くべきではないか、今までの質問に通じてそういうような提案に至るわけですが、答弁を求めます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 債権管理条例の設置につきましては、研究を重ねていきたいと思います。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 不納欠損と債権放棄という因果関係が生じるにもかかわらず、一方では行政内部の処理、一方では議会の議決を得る処理といったところで、うやむやにされているケースというのがあるのではないかなというふうに、今回の質問で明らかにしたく起こしております。債権管理条例を導入すれば、そういったところもうやむやにすることなく、行方不明が出た場合とか、相続人がいない場合とか、どうしようもないようなケースの場合も、それに基づいて処理をしていかないといけないという条例ができれば、そういったところが不納欠損、そして債権放棄の中で機能するのではないかなというふうに思っております。あくまでも行政内部上の処理で不納欠損を行っているんだという認識を強く持っていただいて、まずは、不納欠損にならないようにするにはどうしたらいいのか、そういったところをしっかりと考えていただいた上で、収納率の向上に努めていただきたいと思います。そういったところを最後に言いまして、今回の一般質問を終わります。

○議長（野口久之君） これで、山崎裕二君の一般質問を終わります。

これより暫時休憩をいたします。10時55分まで。

休憩 午前10時43分

再開 午前10時55分

○議長（野口久之君） それでは、休憩前に引き続き会議を続けます。

次に、村山良夫君の発言を許可します。

村山君。

○10番（村山良夫君） 今、議長の許可をいただきましたので、かねて提出しております一般質問を通告書に基づきまして、私の一般質問を行いたいと思います。よろしく願います。

今回の質問事項は、１つは、丹波地域開発株式会社の支援後の業績と売却損によります再建のための現役員の責務ということ。

２つ目には、平成２６年議案第６０号によります丹波地域開発株式会社へ６億７００万円の支援をしたわけですが、その費用対効果、１年余りを経過しましてどうなっているのかということをお聞きをしたいと思います。

まず最初に、通告書１の１ですが、丹波地域開発株式会社への支援前と支援後の業況について、次の点をお聞きしたいと思います。

１点目は、１の１の（１）で、売り上げ、すなわちテナント料がどのように変わったかということをお聞きしたい。また、その要因というのは何にあるのかということ、まず最初にお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 平成２５年度支援前の売り上げが１億６，３７７万円で、支援後の平成２７年度の売り上げは１億３，３７８万円であります。比較すると２，９９９万円の減収です。その要因は、各テナントさんの賃料改定によるものです。

以上です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○１０番（村山良夫君） 次に、２点目ですが、１の１の（２）です。

今、お話がありました賃貸料の引き下げ、共益費も含めて約３，０００万円ほど収益が落ちているわけですが、その分になると思うのですが、営業利益の増減についてお聞きをしたいと思います、どのようになっているのか。また、なぜ減ったのかということをもう一度確認をしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 営業利益については、支援前の平成２５年度が２，５８０万円、支援後の平成２７年度が３９２万円、比較しますと２，１８８万円の減益。要因ですが、賃料改定ということです。

○議長（野口久之君） 村山君。

○１０番（村山良夫君） 次に、３点目ですが、１の１の（３）ですが、今、テナント料を引き下げたりいろんなことがあったわけですが、そのことによりまして、来客数の増減、特に観光で来られるのではなしに、地元の方のお客さんの数はどのように変動したのかお聞きをしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） その質問は推測になるのですが、地元は余り減っていないというふう
に認識しています。

以上です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） 具体的な数字としては、つかめていないということですね。それは
結構なんですけども、減っていなかったらそれで結構なんです。

4点目ですけども、1の1の（4）ですけども、町民の血税6億700万円をもって支援
をしたわけです。丹波地域開発株式会社は支援を受けたわけですけども、そのことによって、
丹波地域開発株式会社が町民や町への具体的な貢献はどのようになっているのか、把握をさ
れていたらお聞きをします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 一言で申しますと、丹波地域開発株式会社という会社の経営が安定し
たということです。

お答えしていきますが、経営支援により、丹波マーケスが町民の皆様の日々の買い物など
生活を守る施設として持続可能な状態にできたことが一番の貢献であると考えております。
町の玄関口として、地域経済、商工業の活性化、観光振興、雇用の面において、あるいは農
林産物の生産者に与えている影響、そうしたことが丹波マーケスの機能・役割が大きいと実
感しているのですが、一昨年11月から新しい経営体制にもなっております。この間、第
三者委員会であります丹波マーケス運営協議会を設けていただいて、さまざまな立場でい
ろんな方から貴重な意見をいただいたり提言を頂戴しております。こうした意見や提言をも
とに、徐々にではございますが、会社及びテナント会が一丸となって、町民の皆さんの利便性、
あるいはサービス向上に向け努力しておられます。テナント会が主体となった新しいサー
ビス、あるいは販売促進イベントも生まれ、最近では町の委託を受けて、買い物支援車による
買い物弱者対策事業も開始され、少子高齢化が進む中、公共的、公益的にも丹波マーケス
を担う役割は大きいと認識しております。

以上です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） 次に、通告書1の2の部分ですけども、今まで業績の推移をお聞き
したわけでした、その内容はそれなりに順調に推移をしているということのようです。ただ
し、これからお聞きしたいのは、というものの、土地の売却によります売却損が生じまし
たことによりまして、第24期の決算によりますと、まだ3億円余りの欠損金があるわけです。

資本金の半分とは行きませんが、40%ぐらいになるわけですが、そういう状況の中で、再建するために、幸い副町長が社長をしていただいていますので、今日も来ていただいていますので、町長宛ての質問にはなっているわけですが、町長か副町長かどちらかで答えていただいたらうれしいのですが、そういう中で、丹波地域開発株式会社の役員の責務というのがあると思うんです。そのことについて、これからお聞きをしたいと思っています。

1点目は、1の2の(1)で、土地売却によりまして、6億5,300万円ほどの売却損が生じました。このうち3億2,500万円は町民の税金により支援を会社は受けましたが、まだ第24期(平成28年3月期末)で繰越欠損が3億400万円ほどになっていると思います。この欠損をどう解消するかということと、その具体的な施策について、現役員の代表者としてどういうことをお考えなのかお聞きをしたいと思います。

○議長(野口久之君) 寺尾町長。

○町長(寺尾豊爾君) 代表取締役にも答えてもらった方がいいのですが、まず1つに、土地売却損、それこそ代表取締役のほうが正確かと思うのですが、土地を京丹波町に売却するという1つの案件を株主総会に必ず報告ないしは株主総会の議決をいただいております。ということは、代表取締役、役員さんは、執行部は、きちっと株主の了承を得て執行していますので、役員さんの責めはないというふうにその場で思っているんですね。今おっしゃっている解消策の推進ですが、私が株主として思うのは、村山議員さんも含めて、3億円出資するということは、町民一人頭、大体2万円ぐらいご負担いただいているんですね、税金でやっているということは。そのうち、今回の土地売却によって会社の損は、今、話を聞いて思ったのですが、40%ぐらい損をしていると5万円のうち。ということは、みんな2万円ずつ町民の皆さんがご負担なさったと。もう1回申しますが、ほとんどは、国も、国というのは中小機構のことですが、3億円出資してくれて、1億2,500万円を国民で割りますと、一人頭24円ぐらいずつ負担してもらっていることになるんですね。その人たちが構わないと、この際。5万円券が3万円に減っても。ということは、2万円をみんなが負担してくれたと、思っているんです。執行部である役員は、それを株主さんで無断でできませんけれど、無断でしていたら責任が生じると思うんですね。そういう意味での役員さんの責任はないという、まず認識であります。解消については、長期にわたって解消したほうがよいと思うんです。なぜかという、株主さんは、丹波地域開発株式会社という会社を支援するために出資しているんです。ちょっと後でも出ますけれど、出資した金が、しかも先に定款を届けて会社登記しますので、いわゆる株の取引について、取締役会の許可が必要なんですね。譲渡制限をかけているんですね。私も、ある時期、社長をさせてもらっていて、役場の職員が来て、町

長を役員に迎えないんだったら引き上げるぞという言葉を受けたんですが、そういうことは許されないようになっているんですね。取締役会の許可がないと、引き上げることはできないという意味です。そういう意味で言いますと、解消についても、何が言いたいかということ、みんな気張って支援するために出資しているので、早いこと解消して、回収して、そしてもとの5万円の価値に戻せという趣旨の出資ではないんですね。だから、具体的には、担当課は把握していると思うのですが、私も町長ですけど、出資者の代表として申し上げておけることは、余り急いで価値が減った分を5万円に上げることが町民の利益になるかどうかという判断を、これから新しい経営者がしていくことだと。私は、大株主としてそういうことは求めないです。出資したときの、多分議会に諮られて、今は3億300万円なんですけれど、出資しているんですが、そのことはもう一度申しますと、丹波地域開発株式会社を支援するために出資したので、土地を売却したからといって、そこで仮に損が出たからといって、それを早く経営の中で回収して、株の価値を上げることが町民の利益になるのかどうかという判断になると思います。そういうことだけお答えしておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 畠中副町長。

○副町長（畠中源一君） 経営の任に当たらせていただいて、多額のご支援を賜り、そして、ほぼ順調に推移していると認識をいたしておるところでございますが、しかし、厳然として、平成27年度の繰越欠損金額は、3億402万円というものがあることは承知をいたしておるところでございます。これの処理等につきましては、株主総会の中でしっかりと説明をし、ご理解を賜っていると認識をいたしておるところでございますけれども、この解消策であります、金融機関からの借入れも今年ピークを迎えております。これが過ぎると、負担も軽減されてくるというところもございますから、以降、今も町長のほうからもございますけれども、毎年の利益で長期にわたって解消していきたいと思っておるところでございます。よろしく申し上げます。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） 今、町長と社長であります副町長から解消策についてお聞きしたのですが、ちょっと私の理解が間違っているかもわかりませんが、町長は、解消策として考えられますのは、先に申し上げておきますと、利益を上げて繰越欠損を解消するという。

それから、もう1つは、減資によって、先ほど町長もおっしゃっていたし、私もそうかなと思うんですけど、現実、出資金の40%が欠損になっているということで、その分を損金処理をして欠損金を処理する方法。もう1つは、これは一番最後に聞くことになると思うのですが、こういう状態を解消する1つの施策としては、さらなる町からの税金によります支

援。この3つぐらいが考えられると思うのですが、今、お聞きしますと、町長は、どちらかといいますと、資本金の減資というんですかね。資本が減っているのだから、それが徐々に解消したらいいのではないかなというふうな話ですし、社長は、利益を上げて、その分で欠損を処理するということなのですけども、そのように理解をして次からの質問に当たっていいのか、もう一度確認をそれぞれにしておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） そういうふうにお答えしたのではないんです。減資する必要もない。減資すること自体は、株主として、やっぱり責任逃れになると思うので、5万円出資したけど3万円で我慢しますというのが、総会の議決の趣旨だと思うんですね。それで、2万円の損している分を早く戻してくれという趣旨の出資ではなかったと、当初、支援が目的ですから、今、代表取締役である副町長が言われたとおり、借金が減るということは、すなわち支払い利息が減ることですから、その分だけでも利益が出てくる。あるいは、減価償却が減ってくるわけですから、その分だけでも利益が出てくる。そういうことをこの解消に充てるということが、私は、よいのではないかなというふうに考えているということを申し上げました。

以上です。

○議長（野口久之君） 畠中副町長。

○副町長（畠中源一君） 大株主である京丹波町の寺尾町長と私の認識は、全く一致をしていると認識をいたしております。

以上です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） 町長の答弁をいただきまして、幾らかはそのような、一致しているというんですかね。思いは一緒というような感じがしないこともないのですけども、ただ申し上げておきたいのは、長期借入金の支払い利息は270万円ほどあったと思うのですが、借入金を回収すれば、その分は返済資金に回ります。減価償却は利益にはならないです。これは、返済資源としては使えますけども、資金フローとしては使えますけども、利益にはならないということは知っておいていただきたいと思います。

これ以上、このことを言っても收拾がつかないと思いますので、具体的に代表者としてどういう点に問題を置いておられるのかということ、2点目としまして、通告書1の2の（2）なのですけども、経営者として、丹波地域開発株式会社の業務の問題点と見直しについて、次のことをお聞きしたいと思います。

1 つには、通告書 1 の 2 の (2) の①であります。第 24 期（平成 28 年 3 月末）決算では、役員報酬等を含んでの人件費が第 23 期に比べますと約 1,000 万円弱増加しております。丹波地域開発株式会社の本来の業務というのは、不動産の賃貸業です。不動産を賃貸する業務ですから、人件費を 1,000 万円も増やして何をしておられるのかなど。本来はそうではなしに、賃貸業ですから、できるだけランニングコストは安くしていくというんですかね。第 23 期は少ない金額でできたわけですから、それを維持した中で、先ほど社長になります副町長がおっしゃっているように、利益を上げて返済に充てるということから考えますと、なぜ、第 23 期、せっかく本来の業務になっているのを、なぜ第 24 期に、わざわざ逆に行くように人件費を増やして、1,000 万円を増やして、なぜされるのか、私は理解に苦しみます。このように、第 24 期に役員報酬を増やさないといけなかった理由というのがあるのなら、それをお聞きしたい。しかし、理由はないと思います。だから、第 23 期のように、人件費とかそういう費用は最小限にして元に戻す。いわゆる改善をする必要があると思いますが、その辺の考え方についてどのような見解なのか、今回は、これ、社長にお聞きしないと仕方がないと思うのですが、社長にお聞きをします。

○議長（野口久之君） 畠中副町長。

○副町長（畠中源一君） 確かに、コストを抑えて利益に出していくと。貢献するというのは鉄則かと思っております、しかし、最低必要なコストというのは、やはり確保しなければならぬと思っております。そういった意味で、この人件費というのは、私は、1 つの大事なコストであろうと思う中で、この人件費のうち従業員の給与などにつきましては、従業員の病気休暇がございまして、それまでは業務委託を行っていたものを復帰により委託料を減額し、役員報酬につきましても、会社の円滑な運営には責任ある立場の常勤役員の設置が必要だということでございますので、必要最小限度の人件費であると認識しているところでございます。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10 番（村山良夫君） ちょっと今の答弁で私は理解がしがたいのですが、第 23 期、常勤役員さんがおられたのかおられなかったのか、ちょっと私わからないのですが、第 23 期は立派な業績を上げられて、利益は 4,600 万円ほど上がっていたわけですね。だから、常勤役員を置かなくても会社経営はできるわけです。先ほど申し上げましたように、不動産の賃貸業というのは、ある意味では、マンション経営とかアパート経営と一緒にして、事業をやるために人を置いてやる必要も何もないです。入ってくる賃貸料と共益費をちゃんと計算して、その収支だけをちゃんとして帳面つけていけばできる単純な業務だと思うんですよ。

だから、そういう点を改善される気はないか。第23期のように戻されるつもりはないか。戻されるべきだと思うのですが、その気はないですか。そうすれば、1,000万円少なくとも返済資金に充てられるわけですね。その気はないかどうかをお願いします。

もう1つ申し上げておきます。返済をするということは、結果的に、先ほど町長もおっしゃっていたように、3億円の資本金が40%ほど減っているのは、返済をすることによって40%が30%になり、20%になるというように減っていくわけですからね。町民にとってみては、利益を上げて返済をしてもらうということは非常に大事なことなんです。もう一度そういう意味も含めて、人件費を見直されるつもりはないかお聞きをしておきます。

○議長（野口久之君） 畠中副町長。

○副町長（畠中源一君） 常勤役員ということは、専務ということで、今、活躍をしております。私は、会社の今の経営のまずまず順調に行っていく中心人物であると私は認識をいたしております。自主的に、本当に頑張っていていただいております。私は、その経営の任務に当たってはおりますけれども、こういう公職も兼ねての中でございますから、実質、テナント会等のコミュニケーションを図ったり、あるいは会社としての対外的な折衝等もありますし、そういった全般的な細かい配慮をして会社を順調に経営するためには、どうしてもやっぱり専務は必要であると強い認識を持っておりますので、この点についてはぜひご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） 今の答弁を聞いていますと、第23期は、会社というのはやっぱり利益が上がって会社なんです。民間企業ですからね、第三セクターといえども。専務を、いわゆる常勤の役員を置かなくても利益が上がって、5,000万円弱のね。にもかかわらず、何で置かないといけないのか、もう一度だけ社長にお聞きをしておきます。

○議長（野口久之君） 畠中副町長。

○副町長（畠中源一君） 第23期の人件費でございますが、委託をさせていただいております。経理等につきましてはですね。しかし、それは経営陣が私もそれ以降、経営の任に当たることになったから、委託ということは、実質、もろもろの事情の中で、やめさせていただきまして、直接経理等の任に従業員の中で行っていくということになりましたので、先ほど、どうしても対外的な部分、全般的な経営方針の強化等にするには、どうしてもやっぱり常勤役員の専務を置く必要があるということで、株主総会にも皆様のご理解を得て設置をしたところでございますので、今後ともこういった形態で維持継続させていただきたいと思

っております。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） くだいようですけど、もう一度言うておきます。経理部門の一部を外部委託されるということは、経営の合理化のために非常にいいことだと思うのですよ。問題は、委託したことによって要る費用と人件費とどちらが高くつくかということで、やっぱり経営者としては、少しでもランニングコストが安くなるように、例えば、外部委託したら、極端に言えば500万円かかる。人件費は800万円かかる。当然のことですけども、人件費を増やさずに外部委託にしたほうがいいわけですからね。なぜそのことされないのか。その実績が第23期に上がっているわけですよ。第24期は逆転しているわけですよ。だから、第23期の状態になぜ戻されないのかだけ、もう一度これだけ聞いておきます。どんな問題があるのか、わからないです。

○町長（寺尾豊爾君） 畠中副町長。

○副町長（畠中源一君） 確かに、そういうご意見はあろうかと思っております。しかし、私自身も経営の任に当たるといいながらも、こういう兼職を兼ねての中で、全ての資料等にしっかりと目配りをして経営をしていくという時間にも1つの制約もございますので、やはりこの専任の職員を置いて、確かにコストパフォーマンスは高くなる部分もありますけれども、それに見合う効果は十分あるということを認識しておりますので、今後ともこういった形で継続していきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） これ以上言っても仕方ありません。関係した質問が後にもありますので、そのときに、もう一度、違う角度から社長にお聞きをしたいと思います。

2つ目には、通告書1の2の（2）の②なのですが、丹波地域開発株式会社が主体になって行っておられる中に、来客数の増加施策だとか売上増強施策があるわけなんですね。具体的にいきますと、100円ショップの開催とか、来客増強のための送迎バス、町の支援を受けてということだったのですが、があるわけです。本来は、これは家主がするのはなしに、入っているテナントの人がする。いわゆるテナント会がすべき業務ではないかなと思うんです。一般的に見てみますと、商売人さんは皆自分のところの商売繁盛、いわゆるお客さんにたくさん来てもらって、売り上げを上げるために、自分らでやっておられるわけですね。土地を買って商売をやっている人とかテナントで店を買ってやっている人がね。テナントの土地の貸し主がそんなことをやっているところはないです。現実、皆さんも見られたと思うのですが、ここ1週間ほどの間に旧町ですね。和知の分はなかったですけど、瑞穂

町の商店街、それから丹波町の商店街は、それぞれこれから年末にかけての大売り出しをするという折り込みのビラを入れておられます。これが本当だと思うんですよ。何で丹波マーケスだけ家主さんがこういう増強策をしないといけないのか。その辺が私は理解ができないと思うんですけども、もう、こういうことは、テナント会でやってもらって、そら、幾らかの支援する補助金を出すにしても、主体になってやる必要はないと思うのですが、その辺はどうですか。そうすれば、ランニングコストも安くなって、返済資源に充てる金が出てくる。返済資源が多くなればなるほど、京丹波町民が出資した損金の40%が少なくなってくるわけですから、町民にとってプラスになるわけですね。だから、やはりテナント会でやられることと家主としてやることとは、ちゃんと区別をしてやる必要があるのではないかと思います。ですが、社長として、その辺はどうお考えなのかお聞きをしたいと思います。

○議長（野口久之君） 畠中副町長。

○副町長（畠中源一君） 集客イベントなどにつきましては、主体は、おっしゃったように、あくまでテナント会であろうと思っております。会社としては側面的に支援をさせていただいております。テナント会の活動については、多額の補助金等を出しているわけではございませんし、精神的にもしっかりと支えていきたいなと思っておるところでございます。また、買い物支援事業につきましては、町から会社に委託しているものであるのですけれども、受け入れ側であるテナント会と会社がしっかりと手を結んで、連携しながら全体的な売り上げの向上に寄与していくといったことにつきましては、私は、これは必要なことであろうと思っておりますので、原則は堅持しつつもやっぱり両社がお互いに手を結んで頑張っていくという、それが住民の期待に応えることだと私は強く信じております。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） 今おっしゃっていることは理解はできるんです。ただし、先ほど申し上げましたように、各地域にある商店街さんは、町から商工会へ金が行って、商工会からまた補助金が出ているという、間接的に支援があるのかどうかはわかりませんけども、みずからビラをつくって、みずからビラを配って、商売の繁盛というんですかね。売り上げを上げて、生活が維持できるようにされている商店主がおられるんです。その人らは、もうかった中から税金を払っていただいているわけですね。片一方は、確かに、税金も払ってもらっている人があるかも知れませんが、特別な支援を受けて丹波マーケスの中で商売ができる。私は、このことについては、若干の不公平さというんですかね。同じ町民で税金を払っていて、片一方は税金を確実に払っておられる。100%払っておられるだろうという商店主の人がそういう恩恵を受けずに、外部から来ておられる方とか一部の方がその恩恵を受けてお

られる今のシステムというのは、僕は感心しないと思います。特に、そのことの原因というのは、丹波地域開発株式会社がそういうことに手を出すからと思うんです。買い物送迎バスが必要であるなら、それはテナント会が運営されたいいので、わざわざ人件費とかそういうことの係る丹波地域開発株式会社の職員がする必要は、私はないと思うのですが、もう一度、それでも必要なかどうか、また、税金を払っていただいている旧各町の商店街の商店主に対する思いというのはどうなのかお聞きをしたいと思います。

○議長（野口久之君） 畠中副町長。

○副町長（畠中源一君） 私は、買い物支援事業につきましては、町が会社に委託をされたものだということで、これはそのとおりに事業を実施していくということでございます。

それと、丹波マーケスの経営につきましては、先ほど来、町長のほうからもありましたけれども、やっぱり住民にとってなくてはならない大型商業施設として出発して町から40%を出資していただいている。これは非常に町の、住民の、1つの財産であるとも言えるわけでございます。そういったものを衰退させることなく、これから利益を上げて、そして商業振興に大いに振興さすといった大きな観点から考えましても、原則は堅持しつつもこれはテナントさんの事業ですよと言って割り切ることには、私はなかなかできないというところを持っております。したがって、これから一緒になって側面的支援をしながら頑張っていきたいですし、テナントさん自身も町のほうから支援を受けた以上は、やっぱり頑張らなければならないという、最近、そういう機運が大変盛り上がっておるわけでありまして。そういった機運を消滅させることなく、あるいは衰退させることなく、やっぱり一緒になって盛り上げるということが、住民の期待に応えることだと思っておりますので、今後ともそういった協力体制を組んでいきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） 商店主の人に対する気持ちというのはどうですか。

○議長（野口久之君） 畠中副町長。

○副町長（畠中源一君） もちろん、既存の商店の皆様方にもぜひ頑張ってほしいし、いろんな情報も共有しながら、ともにこの町の商業が栄えるように、町行政とも一体となって考えていくということでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） 若干思いが違うのですが、まあ、それはそれでよろしいですけど、次の質問に移りたいと思います。

3つ目には、通告書1の2の(2)の③で、借地権というのがあるのですが、これは見直されるつもりはないのかどうかということをお聞きしたいんです。これはどういうことかといいますと、今回、売却によりまして、多額の売却損が生じたんですね。購入時の70%が評価損ということになっていると思うんですよ。そういうことを考えますと、借地権というのは、設定したときの貸し主と借り主の間が、基本は土地の評価額をもとにして、交渉をして、借地権の権利を設定して、その代金を支払っておられるものだと思います。そうしますと、今申し上げましたとおり、この前の売却で、購入時の価格が70%ほど評価が下がっているわけです。ということは、当然のことながら、借地権の対象になっている土地の価格も70%、ほぼ同じところにあるわけですから、減っているということになりますと、現借地権として支払っている1億2,800万円、70%はやっぱりもう一度交渉をして、還付を受けるようにすべきではないかなと思うんです。それで計算しますと、約9,000万円ほど還付が受けられると。現在、長期借入金が九千五、六百万円あると。これは返済できるわけですね。そうすると、先ほど出てました支払い利息約300万円弱が要らない金になってきますから、当然これも欠損金の解消資金に入るわけですね。そういうことをなぜ交渉されないのか。交渉されてもいろいろと問題があってできないのなら仕方がないのですが、その辺はどうなっているのかお聞きをしたいと思います。

○議長（野口久之君） 畠中副町長。

○副町長（畠中源一君） やっぱり土地を借りてるということは、1つのコストとして負担感を感じておるところでございます。ですから、それぞれの地主の皆様方と、これから鋭意交渉を進めていきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） もう1年も経っているわけですからね。経営に対して真剣に取り組んでいただいたら、こんなは先にやられるべきでないかなと。できるだけ町民の丹波地域開発株式会社のことですから、そのことを十分配慮してやっていただくように、聞いてもらってますか。

（発言する者あり）

○10番（村山良夫君） ああ、そうですか。

必要だと思うんですけども、そのように1回交渉されるのなら、これからも、遅いながらもぜひ1つやっていただいて、長期借入金を解消していただいたら、本当に、ある意味では安定してくると思いますので、そういうようお願いをしたいと思います。

次に、通告書1の2の(3)で、現役員さんのことについてお聞きしたいのですが、現役

員さんは副町長を初め、かなりの方が、いわゆる公職の充て職になっている方が多いのですが、にお世話になっていますね。こういう方の責務ですけども、公職を離職された後、こんな副町長に言うたら失礼ですけど、もしも副町長をやめられたら、代表取締役の立場も解消するのか。それとも、その責任も含めて継続するのか。その辺はどうなっているのかお聞きをしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） ちょっと、村山さん、先ほどの質疑がかみ合っていないので、お答えしておくのですが、借地権というものは非減価償却資産で、これ、ずっと上げる。1億2,843万4,000円、という意味ですので、そのように理解しておいてもらったらうれしいです。借地料については、もちろんきちっと日々交渉していると思います。そういうことと、今、平とう言ってくれましたけど、充て職ですね。充て職というのは、かわれば次の人が責めを負うというふうに、先ほどもちょっと言ったんです。そういう考え方です。

もう1点、ちょっとこれも質疑で意味が違ったらいけないと思って聞いていたのが、役員報酬を言ってますね。この人は、確かに、取締役になっていますけれど、従業員取締役として給料が出ているんです。だから、もちろん損金に上がってしまうから、減らしたほうがよいというその話は別なんです。丹波地域開発株式会社の少なくとも株主総会では、役員報酬は出さないというふうに決議しているはずなので、商法上はこうなのかもしれませんが、税法上はとても認められる会社ではないです、役員報酬を出すということは。否決されます。そのことだけです。あとは、今言いましたとおり、今の役員さんは、次かわられたら次の役員さんが引き継ぐというふうに理解しておいてもらったらうれしいです。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） 私、ちょっと町長に言っておきたいのは、借地権は借りるための権利を得るためにお金を預けているわけですね。ところが、その借地権は、そのときの土地の評価額で決めていると思いますから、それが70%減っている。30%になっていたら、借地権をもう一度見直してくださいという交渉はする必要があるのではないかということを行ったんです。そのようにお願いをします。

それから、公職の充て職という言い方をしたらおかしいのかもしれませんが、やっていたいる方は公職を離れられたら、その責務も解消するということになりますと、非常に町民としては不安に思いますね。任期が済んだら責任がなくなってしまうということになると思いますので、この辺は町民の方が判断されることですけど、私はいかがなものかなと。やっぱりこれは離職をされても役員会でちゃんと済んで、それなりの責務が果たされるまで

は、責務は遂行すると。続くというような考え方で職務に当たっていただきたいと思います。これは要望として申し上げておきます。

次に、通告書１の２の（４）の６億７００万円という負担を町民がしたわけですが、このことにつきまして、経営者としての次のことをお聞きをしたいと思います。

それはどういうことかといいますと、１点目には、先ほど、町長は、責任がないみたいなことをおっしゃっていましたが、通告書１の２の（４）の①、旧経営者に対する幾らかの負担を交渉しないのかどうか、その辺の気持ちを社長にお聞きをしたいと思います。

○議長（野口久之君） 畠中副町長。

○副町長（畠中源一君） 商業集積事業は、当時、町主導のもとに、日常生活の利便性向上とか、あるいは地域経済の活性化だけではなく、コミュニティとか交流機能、そして福祉の増進など、さまざまな公共・公益的な役割を果たす事業としてスタートしたものでございます。丹波マーケスという施設は、町民の皆様の財産だと思っておるところでございます。そうした財産を守っていくのは町としての責任であるという認識を持っておる中で、経営支援を町が決断をされて、そして商業集積事業というものを主導してきたという町の責任があると思っておるのですが、そういう中で、議会の議決を得て実施してきたという経過がございます。

したがって、そうした事業の成り立ちの背景とか、あるいは経営課題の要因などを総合的に判断して、町として旧取締役ら経営陣に相応の負担を求めるという考えは持ち合わせておりません。

○議長（野口久之君） 村山君。

○１０番（村山良夫君） ２点目は、同じことなんですけど、株主に相応の負担をしてもらうように交渉をすることはないということですか。

○議長（野口久之君） 畠中副町長。

○副町長（畠中源一君） この商業集積事業でありますけども、当時、中小機構と町が３億円ずつ出資をいたしまして、京都府は高度化資金という制度融資によって資金を融資するという、そういう３者のトライアングル構造で進めてきたということでもあります。そうした中小機構、あるいは京都府からこれまで支援を受けてきた実情を考慮しまして、あるいは、また、先ほど申し上げましたこれまでの経過なども踏まえたと、やはり、創業時から会社を背負ってきた重要な経営課題の解消は、中小機構でも、あるいは京都府でもなしに、当時、事業を主導した最大株主である町としてやらなければならないことであると決断をされたわけでございます。そうした観点から、他の株主に対して負担を求めるということは考えていな

いところでございます。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） 次に、質問事項の通告2のことについてお聞きをしたいと思います。

1点目は、通告2の2ですけれども、経営支援、いわゆる助成金として3億2,500万円を町が町民の税金をもってしたわけですが、その費用対効果について、次の点を2点お聞きをしたいと思います。

まず1点目は、2の2の（1）ですけれども、説明のときに、支援によりましてテナント料が引き下げられ、初年度、13円50銭の利用者に利益還元がある。2年目からは64.8円の利益還元が可能となったのですけれども、この実績はこのように上がっているのかどうかお聞きをします。

○議長（野口久之君） 山森商工観光課長。

○商工観光課長（山森英二君） 会社といたしましては、財務状況を見ながらテナントの撤退リスクの解消、ひいては町民の皆様の利便性やサービスの向上を実現するため、可能な限り賃料改定の実現をされたということでございます。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） 済みません。失礼しました。

通告書に申し上げておかないといけなかったのか、①と②と逆転させて言いました。というのは、時間ありませんので、①の分はもう省略させていただきます。

2つ目に、テナントの売り上げ見込みが上がるということだったのですけど、これも上がっているということは把握されているかどうかお聞きしておきます。

○議長（野口久之君） 山森商工観光課長。

○商工観光課長（山森英二君） テナント料の引き下げの効果でありますけれども、まず、当初想定しておりましたのが2,000万円程度の賃料の改定というふうに考えておりましたが、現実的には3,000万円弱の規模の2,000万円の当初を上回る賃料改定は行われたということでございます。テナント会におかれましても、サービス向上や満足度向上のための新たな取り組みも進められているところでありまして、そうした取り組みを通じて町民の皆様には還元されているというふうに町は考えているところであります。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） 3点目ですけれども、町及び町民への貢献度ですけれども、例えば、雇用の回復とか、雇用形態の改善とか、町の収入源の貢献状況というのは、過去3期分は把握されているのかどうかお聞きをしておきます。

○議長（野口久之君） 山森商工観光課長。

○商工観光課長（山森英二君） 雇用を含めましての状況でございますけれども、会社からの資料をいただいておりますものによりますと、平成２５年度から平成２７年度の３カ年におきまして、約１７０名程度の雇用は確保をされているということでございます。これはテナント全体の数ということになりますけれども、また、昨年８月には、新規の入店もありましたので、その分を含めますと、若干の増加はされているという雇用状況になっているところであります。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 村山君。

○１０番（村山良夫君） 先ほど、私、失言しました。

２の１の分は省略しますと言いましたけど、これが大事なので、これを聞くのを忘れたらえらいことなんです。

実は、第２３期と第２４期の決算書を分析しますと、テナント料の引き下げは６億７００万円の支援によるものではなくて、従前の営業利益から充当されたものというようになったわけですね。そうすると、お聞きしたいのは、６億７００万円を支援したことによって、テナント料が引き下げられたということではないわけですから、同社の資金繰りを安定化させるためにしたわけですから、こういう処理をして本当によかったのか、無利子の長期貸付金で対応したほうがよかったのではないかと思うのですが、その点は、町長、いかがですか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） ちょっと、書いてないんですけど、平成２６年の議決のことだと思います。平成２７年１月にわたって執行しております。

以上です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○１０番（村山良夫君） そのことが長期貸付金でもよかったのではないかといいますのは、これ、問題なのは、貸付金ということにすれば、資産勘定で処理することになるわけですね。そうすると、町民の税金は、現金という資産が貸付金に変わっただけで、時間的には拘束をされますけれども、町民の財産としては減少しないわけです。それをこの前の議案第６０号でやられたように、損金勘定、助成金という形でされたら、現金という資産が助成金という損金になり、消滅してしまうわけです。そういうことになりますと、町民にとってみては、町長の判断の基準が丹波地域開発株式会社にあったのか、それとも町民のためにあったのかを問われる可能性があると思うんです。私は、町民優先でしてほしかった。そういうことを町

長の見解としてどのように思われるのか、今からでも元へ戻せばいいわけですから、そういう気はないかどうかということをお聞きしておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 何回も申し上げていますが、9億5,000万円ぐらい帳簿価格で上げていたことが、あり得ない価格を上げていたわけですね。それはみんな知っているわけですよ。融資している人も、出資している人も。いつか解決しないといけないということで、それを顕在化させたということです。それは、村山議員さんがおっしゃっているように、町民の総意ですよ、株主総会は、国民の総意だし。先ほど国民一人頭24円と言いましたけど、大体2.4円ぐらい国民が均しく株の出資をしているという計算になるんですね。その人たちがこういう処理をしたらよいということで議会にお諮りしたんですよ。それを議決いただいて、それを執行しましたとお答えしているんですね。それも、もう1回言いますが、5万円が村山議員さんがおっしゃっているとおり、4割棄損しているというのなら、3万円に減る、5万円券が。それも承知だと町民の皆さんがおっしゃったんですから、そういうふうに理解しているので、旧経営陣であろうが株主であろうが改めて責任を問うということはありません。株主総会で3万円まで減ってもよいと議決しているのに、それをまだ株主責任、どういうふうに請求するのか。わからへんのですよ、そういうことは。先ほど言いました借地権も、ほとんどが町の町有地を借りて、そして造成して、舗装しましたやん。その金額ですから、大方が。ですから、実質使っているわけで、別にそのことを町に減らせというようなことはしない。そういうふうに会計処理上になっていないということを言ったんですよ。とにかく、おっしゃっているんですけど、もう1回申しますけれど、旧経営陣とか株主さんに、さらに責任とれと言っても、責任を果たしてくれているわけですよ、これは。それをまたもう1回蒸し返すというたって、蒸し返しようがないんですよ、議決して、執行していることを。町民の皆さんがそれはよいと言っているんですから、株主総会を開いているということは。町民の皆さんの代表ですから、頭振ってはるけど。そうですやん。議会で議決得て3億円出資しはったということはね。町民の皆さんが2万円ずつ負担してくれてはるんです、あの会社は。それで3億円になってるんですよ。それが今おっしゃっているように、3億円が、1億8,000万円ぐらいの価値になっていると言われるのなら、それは町民が均しく、40%かまへんと。処理したらよいと言ってくれはったということを私は終始一貫して言わせてもらっております。

以上です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） 時間がありませんので、もう1点、通告をしていませんけども、平成28年12月2日の新聞記事を見られたと思うんです。差し押さえで地上権という最高裁の初判断が出ているわけです。今回、購入した土地は底地ですね。そうしますと、その価値というのがかなり影響すると思うのですが、町長はどのようにお考えですか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 通告がないので、答弁はしませんけれど、もう一度申します。

この会社は、この事業、丹波マーケス事業、丹波地域開発株式会社ですよ、を支援するために出資したんです、旧丹波町議会は。国も同じように出資してくれはったんです。そして、12億3,800万円という高度化資金を京都府が貸してくれはったんですね。皆、支援するための団体なんですよ。それで、申しましたように、株を譲渡制限かけているわけですよ。それなのに、Aさん、Bさんが株主で入ってくるということは考えられないというふうに思っ、この財産は保全できるという認識に立っていることだけ申し上げておきます。

以上です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） 今、町長がおっしゃっていることは、ちょっと私はわからないのですが、仮差し押さえをもしもあの建物にされた場合は、町の土地の価値というのは、地上権が発生するという最高裁の判決が出ているということなんですよ。その点は理解ができて、今の回答かどうか疑問に思います。

それと、もう1点、先ほどおっしゃっていたように、初めてやったときに、土地の価格が、普通、常識的でない金額だったという町長の発言ですけど、そういうことであれば、やられたときの商業地域の集積化という事業の資金を町の財政のために使ったというように理解したらいいのかな。そういうことになりますと、私は若干の問題を感じます。そのことを指摘して、私の一般質問は終わります。

以上です。

（発言する者あり）

○10番（村山良夫君） もう、よろしいですよ。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 言うてるとおりね。土地代ですよ。土地代として挙げているのでね。別に、金払っているというのでは違うんですよ。業者に土地代払って、それを借地権として挙げているというんですよ。それは減価償却の対象ではないといって会計上言われているから、このまま挙がってくるということを言っているんですよ。それと、仮差し押さえの可能

性が99.9%ないということを言っているんですよ。株主さんの出資しはった株を、譲渡制限かけとんやから、ほかの言うてるように、Aさん、Bさんが株主さんとして入ってくることはないんですから、あの上物が誰かに売却されるとかそんなことあり得ないじゃないですか。そしたら、仮差し押さえもされないじゃないですか。ということを言っているんですよ、私は。

○議長（野口久之君） これで、村山良夫君の一般質問を終わります。

これより暫時休憩をいたします。午後1時15分までといたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時15分

○議長（野口久之君） それでは、休憩前に引き続き会議を続けます。

次に、原田寿賀美君の発言を許可します。

原田君。

○8番（原田寿賀美君） 8番、私は、平成28年第4回定例会において、さきに通告をしております通告書に基づき、一般質問を行います。

初めに、本年は、3町が合併をして、この10月で早くも12年を迎えました。京丹波12年は希望と不安が交差する本当に複雑な12年だったことは事実だと思います。しかし、寺尾町政は、合併効果を行政に生かすために、「安心」・「活力」・「愛」のあるまちづくりを掲げ、着実に町政を推進されていることも、これまた事実であると思います。長きにわたり期待されてきた国・府の事業で、間接的なものでありますが、京都を南北に縦断する京都縦貫自動車道の全線開通や畑川ダム、丹波広域基幹林道の完成、また、林業大学の開校など、数々の大事業が完成をしまいいりました。また、直接事業として、町が立案されました道の駅「京丹波 味夢の里」開設、瑞穂地区の小学校の統合や保育所の新築、また、学校教育の各施設の整備、医療・福祉施設の充実、道路交通網におきましても、町営バスの運行等を初め、着々と進行をされてまいりました。また、農林・商工業におきましては、農業・林業の推進を目指すさまざまな施策も検討をされ、実施がされております。さらには、健全財政を見据えて、合併以前からの課題でありました塩漬け土地の買い戻しなど、多岐にわたる施策が着々と実施をされてまいりました。これもまさに合併効果のたまものと察しております。この12年が町の活性化に大きな力となることを期待して、一般質問を行います。

まず、1点目、平成28年度予算及び事業等におきます執行状況についてであります、本年度も第3四半期が経過をし、予算に基づき事業も着実に実施をされていることと考えられます。そこで、次の事項についてお尋ねをいたします。

1 点目が、土木・農林水産事業に関連にする事業についてであります。まず、稲荷池、これは旧和知地区の坂原地内の改良工事の進捗状況について、お尋ねをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） いろいろ評価をいただいたことを励みとしたいと思います。

稲荷池の進捗状況でございますが、国の農村地域防災減災事業を活用しまして、実施設計業務を地元水利組合と相談、あるいは協議を行いながら実施しております。

また、改良工事につきましては、平成 29 年度から行いまして、平成 30 年度の完了を予定しております。

以上です。

○議長（野口久之君） 原田君。

○8 番（原田寿賀美君） ただいま、ご答弁いただいたのでございますが、調査設計をされたのが、今から約三、四年前になろうかと思います。その間、数々の研修、設計計画もあったかと思いますが、特にため池等につきましては、私が記憶しております丹波地内で 1 件、旧和知地内で 1 件ということで、本当に複雑な工事内容だと思うので、そのあたりを慎重に調査をされてきていると思うのですが、特に地元の要望も強く、地元との調整期間というのはどのようになっているのか、お尋ねをしておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） ただいまも町長のほうから答弁をいただいたところでございますけれども、地元との調整につきましては、調査設計を行った後に、1 年間空白期間があるわけでございますけれども、その間、地元と数々の調整を再三行っております。

今年度につきましては、その調査を実施設計を行っておるところで、地元と、先ほどもありましたように、協議なり、また相談、地元のご意向も聞きながら、実施設計のほうを行っておるというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 原田君。

○8 番（原田寿賀美君） それでは、次の質問で、農道安栖里坂原線でございますが、これも直接予算等には関係ないと思うのですが、合併以前から取り組みをされておりました 1 つの大切な道路でございますので、この点について改良促進の状況があればお聞きをしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 農道安栖里坂原線につきましては、平成 9 年度から府営ささゆりの里

地区農道安栖里坂原線として計画整備されまして、平成１６年度以降は町で施工をしており
ました。

一部狭小区間はあるものの農業用道路としては、機能を果たしていることから、事業の実
施計画については現在はありません。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 原田君。

○８番（原田寿賀美君） これも町長から答弁をいただきましたように、当時は、町道という
ことで、観光道路を目指して計画はされておりました。この農道の中に祇園神社というの
が安栖里地内にございまして、ここで年二、三回お祭り事業をされますので、特にその付近
が狭くて、取り付け部分も極端に狭くなっているということで、大変危険性を伴いますので、
ぜひとも危険箇所の早期改修を求めているとおきたいと思います。

続きまして、迂回道路でございます。

これは、ご承知のように、出野地内でございますが、旧の府道市島和知線の代替でござい
まして、この部分につきまして、縦貫道の残土処理の関係で町・国の協力を得まして、迂回
道路が作成をされました。縦貫道は既に開通をしておりまして、１年経過するわけですが
も、この道については、完成はしているように思うのですが、いまだにバリケードと通行ど
めの看板が設置をされたままにありまして、地元の皆さんが不安を感じておられます。この
点についてお尋ねをしておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 確かに、京都縦貫自動車道の建設残土を利用して築造いたしました。
町道出野稲次線の迂回道路につきましては、一部計画変更が生じたために、再度公安委員会
と安全対策について協議を進めているところでございます。供用開始につきましては協議が
まとまり次第、安全施設の設置完了後に行うこととしております。

以上です。

○議長（野口久之君） 原田君。

○８番（原田寿賀美君） 本当に、この道は地元の要望で、縦貫道はできても地元が不便であ
れば何もならんという意見等もありまして、国の協力を得まして解消されました。一日も早
い開通をお願いをしておきたいのと、もしも、開通見込みがわかれば、周辺集落へのＰＲも
していただいて、一日も早く利用できるようなよろしくをお願いをしておきたいと思いま
す。

次に、４点目になるのですが、自然双生公園の跡地が残土処理場となっておりますが、こ
れは町として認可をされているのかどうかお尋ねをしておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 認可しているということなのですが、確かに、町道工事で発生しました残土の有効利用をしたいということで、仮置き場として利用をしております。今後、それにしましても、洪水等が懸念されることから、土の搬出を行いたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 原田君。

○8番（原田寿賀美君） 今、町長おっしゃっていただいたように、本当に、洪水時には大変な水が出まして、あの一帯が沈没をいたします。特に下流には農地や家屋もございますので、そこへ流出をする心配もありますし、特に河川が今荒廃をしております、和知のシンボルでありますアユが本当に弱っております。これは河川の河床が荒廃をしまして、アユが住む河川でないということもございますので、できるだけこの部分の流出防止をしてください。

また、災害時には、その処理ができていなければ、ダム機能を果たしまして、上の府道や民家へ流れ込むおそれがあります。現にそういった現状も起きておりますので、これは一日とも早く撤去をして、また、そういった時期には、残土処理をしないように、一時的仮置き場としてもあると思いますけれども、その点も今後十分注意をしていただきたいと思います。その点について、もう一度お願いします。

○議長（野口久之君） 山内土木建築課長。

○土木建築課長（山内和浩君） 先ほど、町長の答弁にもありましたが、町道の改良工事におきまして、発生いたしました建設残土を盛り土等に再利用するために一時的に仮置きしておりましたが、本年度工事で3月末までに処分することとしております。

今後におきましては、工事資材の保管場所等につきましては、周辺の状況にも配慮し、適正に選定してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 原田君。

○8番（原田寿賀美君） 次の質問に入っていきたいと思います。

平成27年度におきます明許繰り越しの進捗状況につきまして、この件につきましては、6月17日付で議会に提出をいただきました。その部分につきましては、一般会計で23件、特別会計で2件、総額約8億円というふうに認識をいたしております。

そこで、次の主なものについてお尋ねをしていきたいと思います。

まず、民生費であります、年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業につきまして、お願いをしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業ですけれど、平成28年5月9日から9月9日を申請期間として、まず65歳以上で要件に該当すると思われる方3,012人に申請書をお送りしました。そして、2,751人の方から申請がありました。そのうち、支給決定は2,554人で給付金の総支給額は7,662万円となっております。

以上です。

○議長（野口久之君） 原田君。

○8番（原田寿賀美君） 続きまして、介護等施設整備事業につきましてお尋ねをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 介護等施設整備事業ですが、予算額3,448万円のうち1,130万円は、社会福祉法人山彦会による認知症対応型デイサービスセンターの整備に係る補助金でありまして、9月8日に工事が完了し、10月5日から事業を開始されております。現在、当整備補助金の確定に向けた手続を行っているところであります。

残りの2,318万円は、社会福祉法人山彦会及び社会福祉法人わち福祉会に対する介護ロボット導入に係る補助事業でございますが、補助金の原資となる国の交付金の内示額が、当初協議額よりも大幅に減額となったことから、一部事業内容を見直しまして、現時点では157万5,000円の交付申請を行っております。

なお、国において追加内示が予定されていることから、執行額は若干増額となる見込みであります。

以上です。

○議長（野口久之君） 原田君。

○8番（原田寿賀美君） 続きまして、農林水産業費でございますが、鳥インフルエンザ発生農場跡地事業の状況についてお尋ねをしておきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 鳥インフルエンザ発生農場跡地事業につきましては、平成27年度繰越事業として国の地方創生加速化交付金を活用し、山側にある旧採卵・出荷棟建屋2棟の解体工事を進めております。

現在、建屋内部に残存しておりました大型備品や電気設備などの撤去を実施しまして、鉄骨造り建屋1棟と、木造建屋1棟の解体工事を実施しているところであります。

また、国の地方創生加速化交付金を活用して、撮影をサポートする施設の建築設計業務を委託契約したところでもあります。

この施設は、映画撮影などをサポートするための資材の保管、事務スペース、さらには地域との交流場所としての機能をあわせ持つ施設整備として設計するものでありますが、現状、映画会社２社とも協議をしながら進めることとしております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 原田君。

○８番（原田寿賀美君） 報告書によりますと、５，８００万円ほどの予算になっておりますが、この部分について、現在の状況についてわかればお答えいただきたいと思います。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） 現在ですけれども、平地部分でございました建屋１１棟の基礎コンクリート及び整地工事のほうも既に完了をしておるところでございます。そちらのほうの工事完了の金額でございますけれども、２，１９６万７，２００円でございます。現在、解体工事を行っていただいております建屋２棟の解体でございますけれども、工事請負額といたしまして、１，６９２万１，４４０円ということでございます。

また、ロケ地バックヤード倉庫の設計委託業務でございますけれども、こちらのほうにつきましては、６６７万８，７２０円というような状況になっております。そのうち建屋等の解体工事等につきましては、今も答弁がございましたように、国の地方創生加速化交付金を活用することとなっております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 原田君。

○８番（原田寿賀美君） 続きまして、森林管理道開設事業についてお尋ねをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 森林管理道開設事業ですけれど、森林管理道塩谷長谷線（８工区）開設工事、延長４２１．１メートルが完了しております。

以上です。

○議長（野口久之君） 原田君。

○８番（原田寿賀美君） 当事業におきましては、繰り越し対応で工事が実施をされているように思います。いつ完成時期を迎えるのか、わかっておればお答えをいただきたいと思います。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） この森林管理道の開設工事の完了時期でございますけれども、当初予定しておりましたのは、平成３０年度に完了する見込みで計画を進めてきておるとこ

ろでございます。現在、見込んでおりますのは1年早まりまして、平成29年度には完了できるのではないかなということで、現在進めさせていただいておるところでございます。

○議長（野口久之君） 原田君。

○8番（原田寿賀美君） 続きまして、商工費に入りたいと思います。

これも重複する点があるのかもわかりませんが、京丹波町ロケ地誘致事業についてお尋ねをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 京丹波町ロケ地誘致事業につきましては、国の地方創生加速化交付金を活用しまして、映画やドラマのロケ誘致を進めるほか、地域農業の振興や特産品開発、ロケ現場での地域雇用の創出など、京丹波町を元気にするさまざまな取り組みを行っているところでございます。

本事業では、これまで町民参加型のプロモーションビデオの製作やオリジナルロケ弁と特産品開発に着手しているほか、去る11月26日と27日には、山村開発センターみずほにおきまして「京丹波町映画マルシェ」を開催したところでもございます。

このほか、仮称ですが「京丹波ロケーションオフィス」の設立につきましては、現在、組織体制、あるいは業務内容などについて京都府、町、そして業者間で検討を進めております。来年4月の設立に向けて鋭意取り組んでいるところでございます。

また、本事業の目標であります「ロケ誘致」につきましては、来年1月14日公開の「本能寺ホテル」、同じく1月3日に放送予定のテレビドラマ「科捜研の女」のロケが行われました。

こうした映画のロケやドラマロケの実績を重ねていくことにより、それが京丹波町の新たな観光の目的地となり、地域の発展や活性化につながるものと考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 原田君。

○8番（原田寿賀美君） このロケ地の選考ですけれども、当初聞かせていただいておりますと、京丹波町全域を対象にしたいということもあったわけなんですけど、今回、2本撮影されたとお答えをいただきましたが、これはどこを中心に実施をされたものか、わかっておればお尋ねをしたいと思います。

○議長（野口久之君） 山森商工観光課長。

○商工観光課長（山森英二君） まず、安井地区の場所を、特に時代劇の撮影をしていただくということで、中心的には考えておりますけれども、現在、地方創生加速化交付金を2,0

98万1,000円いただいております。その事業の中で京丹波町全体のロケに適した場所がどれくらいあるのかということ、この交付金を使って調査を今現在進めているということでございます。今年度末にはその調査結果が出まして、それをロケ地に活用していただきたいというようなことで、ホームページ等々で発信をしていくというような計画を持っております。したがって、「本能寺ホテル」、それから「科捜研の女」というロケにつきましては、それぞれの会社のほうからこの場所を活用したいという申し出によってご利用いただいたということになっております。したがって、来年度以降のロケーションオフィスができ上がった段階では、京丹波町内のロケ地に適した場所を皆さんにご案内を申し上げて、最大限の活用をしていただくような啓発に努めていきたいというふうに思っているところであります。

○議長（野口久之君） 原田君。

○8番（原田寿賀美君） 次に、和知力醸成によるにぎわいとふるさと創生事業についてお尋ねをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 和知力醸成によるにぎわいとふるさと創生事業ですが、京都縦貫自動車道開通による観光客の減少などの現状や諸課題を踏まえ、地域資源を活用した周遊観光ルートの開発など、和知地区の持続的な活性化を支える新たな仕組みを構築することを目的として、国の地方創生加速化交付金を活用しまして、事業を進めております。

具体的な事業としましては、道の駅「和」を拠点とした周遊観光ルートを開発するため、地域の農業者や商工業者、わち山野草の森などの観光施設、和知人形浄瑠璃などの民芸保存会等を受け入れ先とした、和知周遊モニターツアーを現在展開しております。

京都市や大阪市の都市住民がモニターになって和知地区を訪れ、農家での黒豆や水菜の収穫体験、あるいは水車米の精米体験、わち山野草の森での園内散策、お寺めぐり、和知人形浄瑠璃の鑑賞や酒蔵見学など、和知地区ならではの地域資源を生かした、あるいは地元の方々とのふれあいを目玉とした周遊観光を実際に体験していただき、アンケートにお答えいただく、モニターツアーを和知ふるさと振興センターが中心となって実施しております。

このふるさと創生事業は、今後は、都市から訪れていただいたモニターの皆さんのアンケート結果等をもとに、次年度以降の事業化に向けた可能性を受け入れ先の農家や団体、関係者等でしっかりと検証しまして、道の駅「和」の新たな集客対策とともに、さらに地域全体を巻き込んだ波及効果の高い事業展開を目指し、和知地区の活性化を図っていききたいと考えております。

さらに将来的な展望としましては、本事業で得たノウハウを丹波・瑞穂地区にも応用展開しまして、京丹波町ならではの観光施策による地域活性化へと展開していきたいと考えているということです。

以上です。

○議長（野口久之君） 原田君。

○８番（原田寿賀美君） ありがとうございました。

特に和知地区におきましては、ＪＲの和知駅、それと道の駅「和」が中心になりまして、地元の活性化を目指して頑張っておりますので、一つよろしくをお願いをしたいと思います。

続きまして、土木費に入らせていただきたいと思います。

この点につきましては、本定例会に補正予算が提出をされまして、高額の前算が減額となっておりますが、その関連も含めまして、道路新設改良工事の状況につきましてお尋ねをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 平成２８年度繰越明許事業として予定しておりました全１８件、全てが事業着手しておりまして、そのうち６件は完了しております。残る１２件につきましても、年度内完成に向けて進めております。

以上です。

○議長（野口久之君） 原田君。

○８番（原田寿賀美君） では、続きまして、災害復旧費についてお尋ねをしたいと思います。

河川等災害復旧事業の進捗状況についてお尋ねをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 平成２８年度明許繰越災害復旧費で予定しておりました災害復旧事業につきましては、全て完了いたしました。

以上です。

○議長（野口久之君） 原田君。

○８番（原田寿賀美君） 全て完了ということをお聞かせいただいて安堵しておりますが、特に、発生した時期は、本年は無事安泰でございましたが、二、三年前から災害復旧に明け暮れた行政であったことも事実だと思います。

そこで、１点お願いをしておきたいのですが、和知地区の広瀬地域になるのですが、先般も走っておりますと、ブルーシートでかぶせて、まだ災害の跡地が目に見えてあるわけなんです、そういった小規模な災害についても完了しておるのか、あるいはこういった取り組

みがされているのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（野口久之君） 山内土木建築課長。

○土木建築課長（山内和浩君） 先ほど、平成２７年度の繰越明許で実施いたしました箇所につきましては、場所は鎌谷中地内の町道弓谷線でありまして、被災年度につきましては、平成２６年の台風１１号によりまして被災したもので、のり面対策工事を実施し完了をしております。先ほど申されておりました和知地区も含めてですが、本年度、一部災害復旧ということで１２月の補正予算にも計上させていただいておりますが、災害査定を受けさせていただいた分、また単独で復旧する分とがありますので、その分についても今後対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 原田君。

○８番（原田寿賀美君） 続きまして、府が実施をされました森林環境税の導入についてお尋ねをしたいと思います。

これは平成２８年度から導入されましたが、豊かな森を育てる府民税の交付金配分が当初計画よりも若干変更されたと聞いておりますが、その内容についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 平成２８年度から導入されました「豊かな森を育てる府民税」の趣旨に適合し、市町村が地域の実情に応じて実施します事業に対して、「豊かな森を育てる府民税市町村交付税」が交付されます。本事業は、基本枠とプロジェクト枠の２種類があります。

基本枠につきましては、基礎分の額に客観的指標分の額を加えた額とされております。平成２８年度は５３６万４，０００円の内示を受けております。事業の予定としましては、「国定公園への林道の改良事業」と、「公共施設への薪ストーブの設置事業」を進めているところであります。

また、プロジェクト枠につきましては、平成２８年度の交付金９，０００万円を森林の保全や整備、循環利用など森林の多面的機能を維持、増進など、事業効果が高いと府が認める事業に対しまして、交付されるものであります。

本町が事業提案を行った結果、３事業、１，１３７万円の事業認定を受けました。内容としましては、「里山林 保全対策事業」、「障害者施設での薪づくりの技術指導事業」、「山の日制定記念の森 造成事業」を進めております。

以上です。

○議長（野口久之君） 原田君。

○8番（原田寿賀美君） 今、ご答弁いただきまして、本町に約1,700万円ほどの補助金が既についているということをお聞きをいたしました。私、心配しておりましたのは、26市町村に均等割で100万円、そして納税人口による配分というあたりまでしか承知をしておりませんでしたので、本当に人口の少ない本町において、この対策が生きていくのかという心配をしておりましたが、安堵をしております。

そこで、本町の当税に関する納税者の人数がわかっておればお尋ねしたいと思います。

○議長（野口久之君） 松山税務課長。

○税務課長（松山征義君） 当初の納税義務者数ですが、6,577人でございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 原田君。

○8番（原田寿賀美君） それでは、続きまして、グリーンハイツ区自治会施設財産に関する陳情書についてお尋ねをいたします。

その陳情の処理経過並びに結果についてお尋ねをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 本年9月議会定例会において、趣旨採択されましたグリーンハイツ区自治会施設財産の行政移管に関する陳情書の回答につきましては、次のとおり対応してまいりたいと考えております。

道路部分を含む土地については、自治会の負担により測量・分筆登記などしていただきまして、道路用地等の区域が明確になった時点で、道路部分の寄附申し込みをいただき、町への所有権移転完了後、町道として維持管理を行っていきたいと思っております。

なお、土地の所有移転完了までの期間につきましては、平成24年度に締結しました「京丹波町認定外道路の維持管理に関する協定書」に加えて、団地内で公共性の高い道路や町道に接続している幹線道路を協定に含め再締結しまして、町で維持管理を行っていきます。

道路部分以外の土地につきましては、自治会で引き続き維持管理をしていただきたいと考えております。

上水道施設につきましては、取水施設と導水管等を含まない配水管等について、管路の特定及び敷地所有者の布設同意の上、譲渡契約を締結させていただくこととしまして、管路の維持管理については、今後も現状どおり町で行っていきます。

また、旧浄水場施設につきましては、配水管の譲渡契約締結までは、現状どおり町で維持管理を行います。

次に、下水道施設につきまして、本管等が既に町へ移管済みでありまして、今後も町で維持管理を行っていきます。

最後に、旧浄化槽施設ですが、当該施設の土地とそれ以外の土地についての測量・分筆登記後に、浄化槽部分のみを町へ所有権移転しまして、維持管理を行うこととしております。

なお、所有権移転までの期間につきましては、現状どおり一時貯留施設として借用をお願いすることとしております。

今後は、グリーンハイツ区自治会と詳細な協議を行いまして、移管に向けて調整をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 原田君。

○８番（原田寿賀美君） ありがとうございました。

本当に、私たち議会としても数回にわたります研修を積み重ねてまいりました。この件につきましては、平成１６年度から取り組みがされているもので、１２年が既に経過をしておりますし、また、合併後１１年も経過をしているといった懸案でございます。

しかし、要望に基づく事項については、現在、実施がされていないということもわかりました。ただし、下排水等の施設の一部、あるいは町営バスの乗り入れによります道路等の管理等体制については、実施がされていることもわかりました。

今、答弁いただきましたように、本当に今後も課題が大変だと思います。確定測量や地籍調査など、本当に法的手段となることも課題でありますので、長年積み重ねてこられたものであり、議会としても趣旨採択をさせていただいております。一日も早く要望に応えていただくことを申し上げまして、次の質問に入らせていただきます。

続きまして、医療・福祉関係についてであります。この件につきましては、合併後の和知診療所の医師不足の確保についての問題や医療の課題にも医師の確保や町立医療機関の一体的な運営に着手をされまして、「私たちの町の私たちの病院を目指して」をスローガンに院長を先頭に、スタッフ一同日夜賢明な努力をいただいているところでございます。しかし、一般会計からの繰り入れによる執行とあわせて来年度の見通しについてお尋ねをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 平成２３年４月１日より、和知診療所と和知歯科診療所を京丹波町病院と一本化しまして、医局は１つのもとに、今日まで医療政策を進めてまいりました。おかげさまで、京都府を初め京都府立医科大学及び関係機関病院の皆様のご理解とご協力によりまして、自治医大卒の常勤医師を病院に派遣いただいたり、和知診療所に外科常勤医師の確

保を行ったり、非常勤医師を派遣いただくなどして、医師不足の対応をしてまいりました。しかし、地域医療への医師不足の現状は変わっておりません。あわせて医師の診療科の偏在や都市部への集中など、現在も厳しい状況にあるわけですが、今後も医師確保に向けて、懸命に努めてまいりたいと考えております。

また、一般会計繰入金につきましても、財政厳しい中で、病院も経営改善努力を進めてまいりました。過去３年間の決算においても、医療機関全体への一般会計繰入額は、平成２５年度が３億８，２６６万５，０００円、平成２６年度が３億５，６８８万４，０００円、平成２７年度が３億５，６８８万４，０００円、平成２８年度予算では、３億３，７４０万３，０００円と減少しております。

なお、平成２８年度予算からは、３条予算の運営費は基準内と基準外で繰り入れをしていますが、４条予算の資本的収入においては、基準内のみの繰り入れとしております。来年度においても、この方向で進めていきながら、サービスの低下を招かぬように、さらなる努力をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 原田君。

○８番（原田寿賀美君） 本当に、病院対応については、大変な課題もあろうかと思いますが、ただいまご答弁いただきましたように、日夜ご努力をいただいているということもわかりました。

しかし、年々、人口も減少いたしまして、その反面、高齢化率は高くなっております。本当に、医療機関が担う役割は、ますます高くなってまいりますし、特に住民の皆さんの期待も大きなものがあると思います。特に自治体病院は、地域に必要な医療を提供し、住民の生命と健康を守る使命がありますし、住民の皆さんも町内に医療機関があることによって、安心・安全に生活できることもあります。特に安心感があることによって、本当に楽しい生活が送れるというものになろうかと思います。

今後、健全な病院運営に努めていただき、地域医療の灯を守っていくことが必要であると思います。特にそのことを申し上げまして、次の質問に移ります。

医療機関では、信頼と魅力ある職場づくりが大切であると思います。そのためには職員研修や防災訓練等、研修の機会が必要になってまいります。そこで、そういった計画がされているのか、あるいは実施されているのかお尋ねをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 日進月歩の医療の世界なので、病院では、法的に定められました医療

安全研修会を年2回以上。感染研修会も年2回以上。防災訓練も年2回以上。その他には、病院独自ですが、接遇研修会、医療機器講習会、医療技術研修会、危機管理研修会、院内設備研修会などを開催しております。和知診療所も病院と一緒に研修を受ける場合や、診療所独自で開催をして職員のスキルを上げる努力をしております。また、医師は週末等に参加されます学会、あるいは研修会等への参加。看護師も府看護協会等の研修会に積極的に参加しております。医療技術者も各部門の研修会に積極的に参加をしております。その他では、京都府国保診療施設協議会で開催されます看護師部門、医療技術者部門、事務部門の各部門への研修会参加や全国大会や地域包括ケア研修会に参加しております、医療技術やリスクマネジメント等を磨くように積極的に研修会に参加してモチベーションの向上を図っているということでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 原田君。

○8番（原田寿賀美君） たび重なる研修会を実施をしていただきまして、本当に住民から信頼される病院づくりに励んでおられることも了解をいたしました。

そこで、特に当地区においては、こういった大きな災害もなく、平穏に生活を送っておりますけれども、今、全国的に見ますと、ある時期、瞬間にとてつもない災害がやってくるという状況が多いように感じております。

そこで、職員の方はもとより、やはり病院へおいでをいただきます外来者、あるいは入院患者等々を含めての実践型防災訓練が必要と考えますが、そのあたりも含めてお聞きをしたいのと。この実践型というのは、やはり医療機関でありますと、勤務体制が複雑になりました、いろいろ職員数も若干入れ替わったりします。

そこで、日々の隊長以下、体制を組むわけでございますけれども、かわりその分での複数名の指名をしながら、ほんちゃんがいなくても副の方がその代理をして緊急事態を救っていくという、そういったところまでの実践型訓練も実施をされているのかお尋ねをしておきます。

○議長（野口久之君） 藤田医療政策課長。

○医療政策課長（藤田正則君） 先ほど、町長のほうからもありましたとおり、防災訓練を年2回実施させていただいております。これにつきましては、ほぼ実践型の訓練等をさせていただいております。これは病院・診療所も同様で、特に議員からもご指摘ありましたように、人数が少ないときには、特にやっぱり一番心配するときです。夜間に最小限度の人数でここまでできるか、これは職員もスタッフを患者さんに見立てて、そうした避難訓練をしたり、

あるいはドクターがそうした中でどのように動いてくれるか、またみんなの動線も確認しながら実践の訓練をしております。そして、また、いろんな消火栓からも実際に水を出したりして、現状の実態に合うような訓練を年2回以上させていただいているのが実情でございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 原田君。

○8番（原田寿賀美君） よろしく願いをいたします。

最後の質問になりますが、道路交通網についてお尋ねをいたします。

特にこの件につきましては、合併後、国道・府道の生活道路としての活用頻度が高くなってきております。特に府道関係では、それぞれの沿線の住民の皆さんが促進協議会を設置されまして、毎年関係機関に要望活動をされています。本年は5団体が実施をされたとお聞きをしておりますが、その結果等につきましてお尋ねをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 国道・府道への改良や修繕などの要望は、年々増している状況にあります。

その中で特に府道につきましては、地域住民の方々の生活向上と利便性、交通安全への意識が高く、道路改良における整備促進協議会などが組織されまして、要望活動を中心に活動されております。

町内には、16路線の府道があるわけですが、その中で6路線について整備促進協議会が結成され、長きにわたって道路整備完成に向け、熱心に活動を続けておられます。

その結果、地域の切実な要望を直接、京都府知事を初め、道路関係部局の職員に伝えることにより、多くの路線を管理する京都府の中でも、着実な進捗につながっていると考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 原田君。

○8番（原田寿賀美君） ただいま答弁の中にもありましたけども、本当に長きにわたり要望活動を実施をされております。中では、半世紀近く実施をされている協議会もございます。本当に、この取り組みは、切実な問題として取り組まれておりますので、特に町としても引き続き積極的に要望活動を推進していただきたいと思います。

今、府道が16路線ということでありました。そのうち6路線について促進協議会が実施をされているというふうに承るのですが、あと10路線についてはどうなのかという部分、そして、府道につきましては、我が町のみの道路ではございません。隣の市町村にも関連を

しまして、共同で協議会をつくっている場合もございますので、やはり町長としての他府県との交流も含めながら、一つこの要望に積極的に努めていただきたいと思います。

10路線についてだけお答えいただけたらと思います。

○議長（野口久之君） 山内土木建築課長。

○土木建築課長（山内和浩君） 今、ご質問ありましたその他の路線につきましては、協議会等具体的な組織としては活動されておりませんが、今後また地元の要望等ありましたら、協議会の設立も含めまして検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 原田君。

○8番（原田寿賀美君） 2点目なのですが、1年ぶりぐらいになると思うのですが、瑞穂・和知間の連絡道路について、あれから進展がありましたらお答えをいただきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 瑞穂・和知連絡道路と名前をつけてもらったようですが、まだ進んでおりませんのでご報告しておきます。

○議長（野口久之君） 原田君。

○8番（原田寿賀美君） 前回のとき町長は、促進協議会を結成をすれば、また一緒になって考えていこうという答弁もいただいておりますし、特に迂回路として、現在、府道富田・豊田線というんですか。ちょっと申しわけありません。せっかくあれなんです、その府道は、見てみますと、両サイドが9号線と27号線と接続をしております、入り口付近は安全に通行できますが、その中ほどが改修されておりませんので、1台が走れば精いっぱいという部分もございます、特に交わる場合に危険があります。ぜひともその部分を迂回路として使うためにも、一日も早く改修をしていただくことをお願いしておきたいと思うのですが、その件についてお尋ねをしておきます。

○議長（野口久之君） 山内土木建築課長。

○土木建築課長（山内和浩君） 先ほど申されました府道豊田・富田線につきましては、京都府知事要望として、未改良区間の解消に向けての計画化を要望しております。今後につきましても、引き続き要望をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 原田君。

○8番（原田寿賀美君） 一日も早い改修をお願いをしておきたいと思います。

次に、買い物支援バス対策について講じられておりますが、その運行実績についてお尋ね

をします。和知地区、丹波地区、2カ所についてお願いをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 京丹波町では、「京丹波町創生戦略」において、基本目標の「時代に合った地域づくりと暮らしの安心づくり」の政策パッケージとして、地域と地域を結ぶネットワーク形成を掲げ、「地域公共交通ネットワーク形成」及び「買い物支援ネットワーク形成」を戦略事業としております。この政策の一環として、平成28年度においては、「買い物支援バスの運行」をモデル的に実施することとして取り組みを進めております。

既に和知地区においては、平成25年度から道の駅「和」を拠点とした買い物支援バスを運行しております。今年度事業については、丹波地区、瑞穂地区を対象エリアとして、利用者の利便性等を考慮し、道の駅「丹波マークス」を拠点とした買い物支援バスの運行を実施しております。

事業運営については、丹波地域開発株式会社に業務を委託し、各集落の高齢者サロンに参加されている高齢者などを対象に、10月28日から運行を開始しております。

現在の運行実績といたしましては、運行開始から1カ月間で、運行日数は14日、延べ125人の町民の皆さんに利用をいただき、好評を得ているということです。

地区ごとの状況としましては、丹波地区の高齢者サロンが6件（59人）、瑞穂地区のサロンが8件（66人）といった状況です。

ケーブルテレビでも紹介いただきましたが、利用いただきました皆さんからは、「買い物支援バスの運行開始を楽しみにしていた」という声や、「交通手段がなく、買い物に不便を感じていたが、こうした買い物支援事業が始まり、うれしい」といった意見が聞かれました。

12月以降の予約状況につきましても、既に延べ19件の高齢者サロンから運行予約をいただいております。事業開始後の状況としては順調な滑り出しを見せているところでございます。

今後におきましても、利用いただく町民の皆さんの意見やニーズを踏まえ、安全かつ利便性の高い事業運営を行い、時代に合った地域づくりと暮らしの安心づくりを図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 原田君。

○8番（原田寿賀美君） 今、ご答弁をいただきました。

本当に、多くの方の利用が伺われます。

そこで、一般商業等含めてですが、和知地区、丹波地区、これは行き先が道の駅「和」、あるいは丹波地区では丹波マークスなのか、一般の商店街には道寄りをしないのか、そのあたりがわかればお尋ねをしておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 山森商工観光課長。

○商工観光課長（山森英二君） 丹波・瑞穂地区で実施しております買い物バスにつきましては、それぞれのサロンの開始場所、いわゆる公民館になろうかと思っておりますけれども、そこから直接丹波マークスのみということで、現在のところは運行をしております。ただし、実績がまだ1カ月ということですのでけれども、ご利用をいただいている皆様からは、もう少し違うところも立ち寄っていただきたいというようなご意見もいただいているのも事実であります。今後、町と委託している委託先等もその辺のあたりをすり合わせをして、よりよい利用をしていただけますように、検討をしていきたいというふうに思っております。

○議長（野口久之君） 原田君。

○8番（原田寿賀美君） ぜひとも町の活性化のために検討をいただきたいと思います。

町営バスも、最近、路線も新しく設けられまして、そういった道の駅へは乗車ができるように計画をしていただいておりますが、特に継続され、交通弱者の支援対策を求めておきます。今後、積極的に取り組みを進めていただきたいと思います。

これから平成29年度に向けての予算編成の時期を迎えます。先般の町長の基本方針の中でも、来年度の予算についての指針を検討したという報告も聞かせていただいております。ぜひとも財政健全化を目指して、住民目線での予算編成に期待をいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（野口久之君） ここで、原田議員、先ほど冒頭で合併後12年とお聞きしたのですが、11年ではなかったかなと思うのですが。

○8番（原田寿賀美君） この10月で12年じゃないですか。

（発言する者あり）

○8番（原田寿賀美君） ああ、12年目です。

○議長（野口久之君） ほんで、去年の10月で10年を迎えて、今年の10月で11年を、12年目やね。

○8番（原田寿賀美君） 12年目に入りました。

皆さんよろしく申し上げます。

○議長（野口久之君） これで、原田寿賀美君の一般質問を終わります。

次に、森田幸子君の発言を許可します。

森田君。

○3番（森田幸子君） 3番、公明党の森田幸子です。平成28年第4回定例会における私の一般質問を始めさせていただきます。

1点目は、B型肝炎予防対策事業について、若者の政治参加等について、住民健診について行ってまいります。

初めに、B型肝炎予防対策事業について。

B型肝炎は、ウイルス性肝炎の1つであり、日本では、C型肝炎に次いで多い肝炎とされています。B型肝炎ウイルスは、他の肝炎ウイルスよりも血液中のウイルス量が多く、感染しやすいとも言われています。B型肝炎は、感染してから症状がほとんどないままウイルスが体外へ排除される場合もありますが、急激に症状が悪化して急性肝炎となり、まれに命にかかわる劇症肝炎を引き起こす可能性もある疾患です。

また、将来的に恐ろしいのが、ウイルスに感染した後に体外へ排除されずにウイルスが肝臓に住みつ়く状態、いわゆるキャリアと呼ばれる状態になることです。キャリアとなっても症状はほとんどなく、検査をしなければ感染しているかどうかわかりません。

また、子どもは大人に比べて、キャリアとなりやすいことがわかっています。そして、このキャリアの状態が続くと、肝臓に炎症が起こり、慢性肝炎という状態になり、その後、肝臓の細胞が破壊されて、肝機能が大きく低下する肝硬変、またそこから肝がんへと進行する可能性もあります。

現在、このB型肝炎ウイルスに感染している人の数は、全世界で約3億5,000万人とも言われております。そのほとんどが持続的に感染している、いわゆるキャリアと呼ばれる状態であります。大人になってB型肝炎ウイルスによる肝硬変や肝がんて苦しんでおられる方たちの多くは、子どものとき、それも3歳までに感染したためだとも言われております。

これまで日本では、多くがB型肝炎ウイルスのキャリアの母親から赤ちゃんへの母子垂直感染によるものでしたが、1985年より健康保険の給付により予防接種が進み、母子感染によるキャリアは減少しております。

一方で、近年、問題視されているのは、父子感染などの家庭内感染や保育園等での子ども同士による水平感染です。これらは感染経路がわからない場合も多く、より一層予防接種による予防の重要性が増してきています。特に乳幼児期は、唾液や汗、涙などの体液を介して感染する機会も少なくありません。

これを受けて、WHOは平成4年に全ての赤ちゃんに、B型肝炎ワクチンを接種するユニバーサルワクチネーションを勧告し、既に2008年時点において、WHO加盟国193カ

国のうち177カ国でB型肝炎ワクチンが定期接種となっている状況です。そして、日本でも、ようやく本年10月よりB型肝炎ワクチンの定期接種化が開始されました。本年4月以降生まれのゼロ歳児が対象であり、年度内に3回の接種が必要となります。対象のゼロ歳児の接種は順調に進んでいるのか、また、周知方法及び接種状況についてお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 開始から1カ月間の接種率ですが、57.6%でありまして、接種は順調と考えております。

周知の方法は、4月から8月生まれの対象児に郵送で案内をしました。乳幼児前期健診等の機会にも個別説明をするなどしておりまして、また、本年9月以降の出生児については、赤ちゃん訪問時において面談の上、説明を行っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 森田君。

○3番（森田幸子君） 順調に進んでいるということで安心いたしました。

2つ目に、平成24年5月、厚生労働省の厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会から「予防接種制度の見直しについて（第二次提言）」が公表され、この中でB型肝炎について、一類疾病の「致命率が高いこと、または感染し長期間経過後に重篤になる可能性が高い疾病になることなどによる、『重大な社会的損失』の防止を図る目的で予防接種を行う疾病」に位置づけ、広くワクチン接種を促進していくことが望ましいと記載されています。この重大な社会的損失とはどのようなことが考えられるのかお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 長期の療養に対する患者様や家族などの精神面を含めた生活全体の負担、医療費等の問題が考えられます。

以上です。

○議長（野口久之君） 森田君。

○3番（森田幸子君） 先ほどもB型肝炎についてお話させていただきました。こうした肝炎になると、肝硬変また肝がんへと進行する可能性がある。また、医療費の増大にかかわらず、周りの家族の方の就業とか、また肝がんて亡くなられるというと、費用的なことではなく、社会的に大きな損失が考えられるのではないかと私も考えておりました。今、町長が答弁していただきました。そのまま京丹波町の状況にも置きかえることができるのではないのでしょうか。今回の対象者はゼロ歳児になっておりますが、3歳までに感染をするとキャリア化しやすいということがはっきりと言われておりますので、そのキャリア化を防ぐためにも、ゼ

ロ歳児以外でも希望される乳幼児の予防接種は、さらに推進していく必要があり、そのためにはやはり子育て世代は経済的にも厳しい状況がありますので、助成制度は本当に重要な対応だと思います。そして、定期接種対象者以外の接種は、自由意思による任意接種となります。任意接種は、副反応も理解して接種する方だと思います。副反応が心配な方は、接種しないのではないのでしょうか。そうした任意接種の方に行政が費用の一部を補助するという考え方と、また、重大な社会的損失の防止を図る目的で、1歳から3歳までの乳幼児に公費助成する考えはないかお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 対象年齢を拡大しての公費助成は予定しておりませんが、本年度の定期接種対象児でやむを得ない事情により3回目の接種ができなかった方などに対する経過措置については、ほかの市町村などの状況等を見ながら検討してまいりたいと考えております。

○議長（野口久之君） 森田君。

○3番（森田幸子君） 9月の議会で質問させていただきましたB型肝炎の安全性についてのことで、国に準じてという答弁でして、今も経過措置で、漏れる方にはということで、町長さんも前向きな答弁をいただきましたが、B型肝炎の安全性に関しては、2月5日に行われた予防接種基本方針部会の資料では、B型肝炎ワクチンは、長く世界中で使用されているが、安全性の問題は生じたことがないとされる。また、B型肝炎ワクチン接種による有害事象はまれで、一般に軽度であり、局所の疼痛を除き、筋肉痛、一過性の発熱の報告頻度はプラセボ接種群と比較しても高いものではないと記載されており、安全性も評価されています。ぜひ京丹波町からB型肝炎キャリアの子どもを出さないという視点からも検討いただけないでしょうか。これは、永続的な助成事業ではなく、定期接種開始時に対象から漏れた乳幼児たちが一定の年齢に達するまでの時限的な助成事業になります。町長のお考えを再度お伺いいたします。

○議長（野口久之君） 大西保健福祉課長。

○保健福祉課長（大西義弘君） ただいまのご質問でございますけども、町長の答弁にございましたように、現時点では拡大しての公費助成は考えていないという状況でございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 森田君。

○3番（森田幸子君） 今後、京丹波町の子どもたちの健康を願いまして、次の質問に行きます。

若者の政治参加等について。

7月に行われました参議院通常選挙の投票率が、本町において、18歳では44.44%、19歳は39.46%であり、全体の投票率65.68%を下回りました。この結果をどう捉えておられるのかお伺いします。また、今後における投票率向上についての対策をお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 正田選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（正田恭丈君） 選挙における投票率は、選挙の争点や政治への関心、施策への期待感、また当日の天候なども影響し、一概に原因を特定することは困難であると思っております。また、進学などによって都市部に行くケースも一因ではないかというふうに考えています。

対策としまして、期日前投票制度や不在者投票制度の一層の周知が重要と思われるので、今後もホームページや啓発チラシを利用するなど、あらゆる機会を通じて啓発活動を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 森田君。

○3番（森田幸子君） お答えいただきました。

18歳、19歳の初めての投票において、この全体の投票率が65%よりも下回った結果は、どう捉えておられるのかお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 正田選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（正田恭丈君） 新聞等で見えておりますけども、南高北低というふうに聞かせていただきました。北部のほうが非常に悪かったというふうに聞かせていただいております。その1つの原因、それも新聞等でございましたですけども、進学におきまして、住所はそのまま置いて市内のほうへ出ていることも多いのではないかというふうに言われております。そのように検討しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 森田君。

○3番（森田幸子君） 今、委員長言っていました。

住所を異動されずに他府県に居住されている学生等の方には、ホームページで案内されると以前からお聞きしていましたが、そのホームページの案内の効果はどうであったかお聞きします。例えば、郵送投票がこれまでより多くあったとか、また、今後はこういった方に対して、どのような取り組みを考えておられるのかお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 正田選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（正田恭丈君） 先ほども申しましたように、ホームページを十分に活用し、啓発チラシも十分活用させていただいて、あらゆる機会を通じて啓発活動を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 森田君。

○3番（森田幸子君） 済みません。何度も申しわけないですけど、郵送投票がこれまでよりも多かったかどうかだけ、ちょっとお聞きいたします。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） こちらに住所を置いて出ておられる方等に対しまして、不在者投票という制度が活用できるわけですが、今回の選挙の不在者投票等につきましては、前回等とさほど変化等はなかったわけですが、全体的には若干の伸びを示しているということでもございますし、今後、委員長も申し上げましたように、積極的にそういうPRも行っていきたいというふうに考えております。

○議長（野口久之君） 森田君。

○3番（森田幸子君） 私、よくこうしてこれまでの質問では、丹波マークス内での期日前投票所について審議をするとの答弁をこれまでいただいておりますが、その結果をお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 正田選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（正田恭丈君） 選挙管理委員会といたしましては、今回の参議院選におきまして、期日前投票を利用した有権者が全体投票者数の35%を占めていることでございます。この35%といいますと、京都府の平均が25%でございます。それに比べますと非常に高い数字を占めていることでございます。

以上のことでございますけれども、現在期日前投票所は十分機能はしていると考えております。また、期間中の万全の投票環境が必要となることも考慮し、今のところは丹波マークス内に期日前投票所を設置する考えは持っておりません。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 森田君。

○3番（森田幸子君） 先ほどご質問させていただきました審議をするという答弁でしたけども、審議をしていただいたのか、また、審議をしていただいたらどのような意見が出ていたのかお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 正田選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（正田恭丈君） 審議をするということで前回答弁をさせていただきました。１２月の定例会で十分審議をさせていただきました。そのことによって、今回の答弁ができておるところでございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 森田君。

○３番（森田幸子君） 全国に見ましても、この期日前投票などには、利便性に柔軟に対応しておられる自治体は数多くあります。丹波マークス内に期日前投票所を設置するような考えで、また今後審議していただきたいと思います。これは町民様の皆様の声でございます。

また、いつもこの期日前投票は十分機能している。年々、増加傾向にあると今もお答えいただきましたが、どのような判断で機能しているとされているのか、先ほども府の％よりも１０％高いということで機能していると捉えておられるのか、その点お聞きいたします。

○議長（野口久之君） 正田選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（正田恭丈君） 先ほども申しましたように、まずは京都府との平均をさせていただいて、また、全国的なことはまだ調べておりませんけども、この高い投票率は十分機能していると考えるに値すると思います。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 森田君。

○３番（森田幸子君） 期日前投票については、こうした高い投票率が得られていると思うのですが、全体の投票率は年々下がっている感じに私思いますが、その点いかがでしょうか。

○議長（野口久之君） 正田選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（正田恭丈君） 確かに、森田議員さんの言われるとおり、年々下がっているところはございます。しかし、その一因は、先ほど申しましたように、一概には言えないところがあると思います。いろんな状況を考慮して検討をしているところでございますけども、今のところ原因は定かではないというふうに判断しております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 森田君。

○３番（森田幸子君） また、町民さんの利便性も大きく考慮していただきまして、投票率向上に向けて対策をよろしく願いいたします。

次に行かせてもらいます。

亀岡市では、本年の８月２日に、亀岡市議会高校生議会を開催、これは選挙権年齢の引き下げにより政治が身近になった高校生に、地方自治への関心を高めてもらうとともに、高校

生の視点からの意見を聞き、ともに亀岡のまちづくりを考える機会とするために開催されました。亀岡高校と南丹高校から選ばれた２３人の高校生議員が、市政に関して市長など執行機関に質問をされました。終了後の感想は、まちづくりや議会の関心は高まったなどの感想は６４％、少し高まったは３２％、学校で議会の仕組みを学ぶだけでなく、体験することによって、さらに学べることがあった。また、別の機会があれば、積極的にかかわっていききたいなど、多くの前向きな意見を述べられております。本町も町の活性化や選挙に対する理解を深めるために、高校生議会の開催を実施する考えはないか伺いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 子どもたちが政治や選挙に関する学習を行うことは、将来の投票行動につながると考えております。

提案いただきました高校生議会の開催は、町政や議会への関心を深めていただけるとともに、高校生の視点からまちづくりについての意見を聞くよい機会にもなると思いますが、今のところ考えておりません。いろんな機会に、私、役場を建てるとか、味夢の里をつくるとかいうたとき、必ず中高校生の意見を聞けということをやっておりますので、あえて高校生用の議会を開設するという考えは今持っておりません。

以上です。

○議長（野口久之君） 森田君。

○３番（森田幸子君） あらゆる機会をつくり、また若い高校生などの意見を聞いていくとの答弁でありましたが、先ほども亀岡高校生の方が、実際、そうした議会の体験を学ぶという体験学習というのは重要なことでありますし、今後前向きにまた考えていただきたいと思います。

次、行きます。住民健診について。

日本人の罹患率が最も高い胃がん、その主な原因とされるピロリ菌除菌の保険適用範囲が公明党のリードで慢性胃炎にまで拡大し、３年が経過しました。除菌による予防効果に加え、保険適用の要件である胃内視鏡検査（胃カメラ）が胃がんの早期発見・早期治療に結びつくなど、命を守る取り組みは着実に進んでいます。本町においては、昨年度より、ピロリ菌検査を実施していただき、１，４８２人の方が受診、ピロリ菌感染者は５０５人、そのうち３７３人の方は、胃カメラ検査を受診され結果が出ていますが、胃カメラ検査をされていない方約１３２人の方への対応はどうされているのか、今後、胃カメラ検査を全員の方に推進するための対策をお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 平成27年度から40歳以上の方を対象にピロリ菌検査を導入しまして、精密検査の必要な方には、結果説明会において、個別説明を行ってきたところであります。

本年度は、対象者年齢を19歳以上に引き下げたところでありまして、結果説明会では昨年同様個別説明を行っていますが、さらに受診勧奨を行う予定としております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 森田君。

○3番（森田幸子君） 受診勧奨でどれぐらいの目標であるのか伺いいたします。

○議長（野口久之君） 大西保健福祉課長。

○保健福祉課長（大西義弘君） 今年度の受診者のうち、検査が必要な方に対して、現在約54%の方がそれぞれ病院等受診をいただいております。まだそういうものを受けていただいていない方に、年明けからそれぞれご連絡をさせていただきたいというふうに考えておりまして、目標というような数値については持ち合わせておりませんので、よろしくお願いをいたします。

○議長（野口久之君） 森田君。

○3番（森田幸子君） ぜひとも全員の目標を持って当たっていただきたいと思います。

次、行きます。

公明党が提案した胃カメラ検査の実施について、北海道大学の浅香特任教授は、ピロリ菌除菌の際には必須の検査だと説明されています。早期胃がんであれば、内視鏡手術などで90%以上が助かる。症状が進んでからの開腹手術は傷口も大きく、入院も3週間から4週間にわたるが、内視鏡手術であれば傷は小さく、入院も3日程度で済みます。日本では、胃カメラ検査100件当たり1件の胃がんが見つかる統計が出ています。本町でも、372人中4人の方にがんが結果が出ています。このような対策が進めば、4年後の2020年には、死亡者を5万人から3万人まで減らし、医療費も2割から3割は抑制できると予測されています。胃カメラ検査は必須の検査であり、ピロリ菌検査の前に胃カメラ検査の必要性を映像や文書などで理解を得る考えはないか、また、ケーブルテレビを活用して広報してはどうか伺いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） ピロリ菌検査の精密検査においては、胃カメラ検査が必要となることを、健診案内チラシでお知らせしております。

また、結果説明会において、受診の上、胃カメラ検査の必要性についても、それぞれ個別

に説明をさせていただいているところであります。

ピロリ菌検査のみならず、健診の全体の受診率向上に向けて啓発広報に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 森田君。

○3番（森田幸子君） そういったお知らせでも、こうして100人からの方が受診されていなかった結果を見まして、その後に検査をされた54%ということでお聞きしましたが、やはりピロリ菌検査をするという方は、もし陽性であれば胃カメラ検査をするという条件でなかったら、せっかく皆さんの公費を使ってピロリ菌検査をしていただいておりますので、ケーブルテレビなんかはよく皆さん見ておられますので、こういったことは大変大事であるということを再度広報を努めていく考えはないか、再度お伺いいたします。

○議長（野口久之君） 大西保健福祉課長。

○保健福祉課長（大西義弘君） 広報につきましては、当然、先ほど町長の答弁からもございますように、ピロリ菌検査のみならず、やはり健診全体の受診につながるようなことで広報を考えさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 森田君。

○3番（森田幸子君） 次、行きます。

女性ホルモンの減少により、体と心にさまざまな変化があらわれます。中高年の多くの皆さんが骨粗鬆症に関心を寄せておられます。転倒予防としても、個人の骨密度を知って予防につなげることが大事と考えます。

以前の質問で血液検査での骨量測定について今後勉強していくとの答弁でありましたが、その後の調査についてお伺いします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 血液検査での骨量測定につきましては、診療場面において治療に用いられる検査であると聞いております。

したがって、現在のところ検診において実施する考えはないということです。

○議長（野口久之君） 森田君。

○3番（森田幸子君） 私も勉強不足でわからなかったのですが、骨密度の血液検査というのは、病院での診療検査のときに用いる検査であるという限定された検査であるのかどうか、それと、骨量測定の実施をする考えはないかお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 大西保健福祉課長。

○保健福祉課長（大西義弘君） 以前、血液検査の関係のご質問をいただいております。その中で、治療が必要かどうかの判断や、また薬剤の選択等や、治療が有効であるかどうかというのを示すデータとして用いられるように伺っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 森田君。

○3番（森田幸子君） 今後、骨量測定の実施をする前向きな考えはないか伺いいたします。

○議長（野口久之君） 大西保健福祉課長。

○保健福祉課長（大西義弘君） 以前にもございましたが、骨量につきましては、やはり若いうちから予防することが特に大事であるというふうに聞いております。まず、骨量を増加させるためには、20歳までに骨量が充実できることが重要であると言われていたようなこともございまして、以前もございましたけども、学校との連携等も深めながら食育指導等、重点を置いて子どもの時代から強化に努めてまいりたいと考えておりますので、現在のところそういった予定はしてございません。

以上です。

○議長（野口久之君） 森田君。

○3番（森田幸子君） これで私の一般質問を終わります。

○議長（野口久之君） これで、森田幸子君の一般質問を終わります。

これより暫時休憩をいたします。3時5分まで。

休憩 午後 2時55分

再開 午後 3時 5分

○議長（野口久之君） それでは、休憩前に引き続き会議を続けます。

鈴木利明君の発言を許可します。

鈴木君。

○14番（鈴木利明君） 14番議席の鈴木利明でございます。

これより私の一般質問を行います。

今日のしんがりを務めますので、何とぞよろしくお願いいたします。

私は、3カ月に1回、定例議会が終われば議会報告をレポートにまとめまして、地域の皆さんに1軒1軒お届けをいたしております。早いもので先の選挙以来、もう12号となりました。地域を回りながら目にとまります農村社会の現状は、お年寄が多い、空き家が多い、

留守宅が大変多い、荒れた農地が多い、さらには網や電気柵で囲まれた田畑がやたらと多い、まさにこのように多いことづくめであります。これが疲弊する地域社会の姿であります。これらの現実を政治家たる者、行政の任に当たる者がしっかりと直視して、この今日の政治課題に真摯に取り組んでいかなければならない。このことを再度指摘を申し上げまして、本論に入ります。

質問の第1は、森林資源量解析システム導入についてでございます。

本町は、面積の83%が森林面積であります。スギ、ヒノキなどを中心とする人工林が40%あり、伐採期を迎えた樹木は全体の57%を占めております。

平成24年には、西日本唯一の林業大学校が当地で開校いたしました。

また、平成25年度には、森づくり計画を策定いたしました。これは、将来にわたる京丹波町の森林や林業の方向性を示したものであります。本町は、このように、農業に次ぐ基幹産業は林業であります。

このような状況にあって、平成26年から平成27年にわたって森林資源量解析システムを導入いたしました。要した費用は4,860万円であります。販売した住友林業は、このシステムを導入している自治体は、全国でも極めて珍しいと評しております。このシステムを導入した経過とその目的について、まずお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 本町は、森林面積が町の面積の約83%を占めております。町内の人工林の多くが利用可能な林齢に達していますが、その森林蓄積量の把握は一般的には都道府県が作成している森林管理システムに頼っておりました。

しかし、このシステムでは把握できる蓄積量と実際の蓄積量との誤差が大きくて、施業に結びつけるのが難しいことが課題となっております。また、収穫期を迎えた森林における間伐材等の森林整備の遅れや、森林所有者の高齢化、あるいは不在者の増加、森林境界が不明確であることによる合意形成の困難さなどは、本町においても例外ではなくて、これらの諸課題を解決する手段も求められておりました。こういった課題を解決するため、本町では、平成25年4月に京丹波町森づくり計画を策定しまして、木材の需要拡大や特用林産物の振興など、町全体で森の資源を活用する取り組みをより効果的に推進するために、本町全域を対象とした森林資源量解析システムを導入することとしたということでございます。

○議長（野口久之君） 鈴木君。

○14番（鈴木利明君） 林業にかかわる後継者難など、林業を取り巻く環境は、依然として厳しい状況が続いております。今もお話をいただいたことと若干かぶるかもしれませんが

も、このシステムの導入によって、どのような成果があるのか、また期待できるのかを改めてお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） このシステムを活用して、森林資源の把握、森林整備、森林路網計画のシミュレーション、林産物の利用計画等を効率的に運用することによりまして、森林資源を有効に生かしつつ、水源林等公益的機能の高い森林の管理技術も向上させ、持続可能な産業の育成を図る予定であります。

以上です。

○議長（野口久之君） 鈴木君。

○14番（鈴木利明君） 3つ目には、このシステムを有効活用するために、本町と京都府立大学など5者による産官学公金連携による共同研究がスタートいたしました。ご案内のとおりでございます。

9月5日には、キックオフセミナーも開催されたところでございます。この5者の連携によって、どのような事業を研究され、さらには検討されていくのかをお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 本町では、今回導入しました森林資源量解析システムに加えまして、平成27年度には町内全域のデータを取得しております。そこで、これらを有効に活用し、本町の林業を成長産業化し、地域創生につなげていくために、京都府立大学が実施しております「地域貢献型特別研究」に本町が応募しまして、採択を受け共同で「ITデータを活用した森林管理手法の高度化・合理化に関する実証的研究」を実施することといたしました。

現在、京都府立大学による技術的な課題の解決や産官学公金連携による支援に関する勉強会を実施しております。特に、産官学公金連携による支援では、都市域から中山間地域への資本注入によるベンチャー育成を図るため、そのための制度やシステム、あるいは監査等の仕組みづくりを進めております。

京都府立大学の副学長の田中さんが中心になってやってくれているのですが、大体2年間ぐらいで成果を出すと言ってはりました。先ほど書いてましたけど、今の府県段階での持つてはる台帳では、実際、施業するとき、もう1回測量し直して、施業実施するまでにかなりの長時間が要するという問題があるようです。この森林資源量解析システムですと、ほとんど現場に行ったようにリアルに出てくるということで、作業道整備なんかも、本当に正確に出せるということで、京丹波森林組合には積極的に今も活用いただいているというような状況でございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 鈴木君。

○14番（鈴木利明君） 私も、先月末に、ある機会にある人にお目にかかりまして、この金の中に入っているお方でしたけども、このことを含めて懸命に地方公共団体を支援してくださいよということを、方々、お願いをしておったところでございます。

次に、教育問題について、教育長さんにお伺いをしてまいります。

その1つは、文部科学省は、本年10月27日に、「平成27年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の結果を公表いたしました。

その1つは、暴力の件数、いじめの件数でございます。特に、暴力については、京都府の教育委員会も、小学生は平成21年度より毎年増加しておると。特に一、二年生で増加傾向があるなというコメントもありました。

また、いじめについては、府立・公立小学校全体で2万1,045件という大きな数字がございます。これは、平成25年度より、本人がいじめだと不愉快に感じたらいじめという認定基準を設けられて、他の府県よりも大変緩やかという感じでございます、他府県よりも多い数字が挙がっておるというふうに思います。

そして、幸いなことに、いじめを受けた90.7%が学校担任に相談をしてくれております。100%に行きたい。これが当たり前でしょうけども、91%ということでございます。

大事なことは、どんな暴力、いじめを見逃さない環境をつくることが重要であります。

最近、うれしい話を聞きます。それは、「蒲生野中学校が本当に最近明るくなったな。挨拶もしっかりできていると。生徒会が中心となってみんなで一生懸命に取り組んでいる成果だ。」このようなことをよく聞きます。耳にするようになりました。うれしい限りの状況でありますけれども、現状を踏まえた教育長のご所見を伺います。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） お答えいたします。

今ありましたように、文部科学省が公表しました平成27年度の「児童生徒の問題行動に関する生徒指導上の調査結果」は、暴力事象、いじめ、不登校など、全国的に見て引き続き憂慮すべき状況にあると認識をしております。

こうした生徒指導上の諸問題を資する、さらには未然に防止するという取り組みが学校及び教育行政に求められていると考えております。

お尋ねの蒲生野中学校についての取り組みであります。私ども教育委員会にも、蒲生野中学校の生徒は本当に生き生きとして、学校もよくなっているという、うれしい声が届

いております。

ご指摘のように、こうした変化は、生徒会を中心に生徒自らが取り組み、そしてまた教職員の適切な指導支援を受けた学校づくりが進んだ結果であると評価をしております。

少し、蒲生野中学校から、どのような取り組みであるのか聞いたことをご紹介しますと、「いじめをなくす京丹波町の子ども宣言」を、まず生徒自らが地域に張り出すと。みずからの課題にする。

毎月の全校集会を生徒会が中心になって運営し、部活動や学習などの月目標を設定し、みんなで確認する。

また、生徒会役員、各クラブが交代して、登下校の挨拶運動の実施や通学路のみずからの清掃活動。

須知高校や瑞穂中学校、和知中学校の生徒会との交流。熊本地震の発生時における合同の募金活動の実施など、こうした取り組みがこの間進められてまいりました。

こうした取り組みは、既にケーブルテレビでも紹介をされたところであります。

このように、生徒が主体となり、教職員と一体となった取り組みこそが、さまざまな問題事象を未然に防ぐことができる学校づくりにつながっているというふうに考えています。こうした取り組みは、蒲生野中学校のみならず、瑞穂中学校、和知中学校においても、同様に行われていると認識しております。

以上であります。

○議長（野口久之君） 鈴木君。

○14番（鈴木利明君） 2つ目は、不登校人数でございます。

府内の公立小学校の不登校人数は542人、中学校では1,848人と発表がありました。小学校6年から中学1年にわたる段階で増加傾向があると。

また、指導の結果、30%は学校へ行くように、再登校してくれるようになったという報告もあわせてありました。

不登校の理由はさまざまですが、これを解きほぐす地道な努力を家庭と学校が一体となった取り組みが、何ととっても私は重要であろうというふうに考えております。

町内の小学校、中学校の実情と対応について、許される範囲で現状をお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 今、不登校の状況ということですが、不登校として、我々、調査で扱う場合、1つの目安として年間の欠席が30日以上に該当するというのが要件の1つというふうにしております。10月末現在で、町内の小中学校からの報告では、いわゆ

る病気による欠席を除き、小学校で１名、中学校では５名がこの日数の要件に該当するというふうに報告を受けております。

不登校児童生徒への対応としては、まず、担任教員などによる定期的な家庭訪問、また、スクールカウンセラーによる当該児童生徒や保護者へのカウンセリングの実施、また、町の関係機関との連携などきめ細やかな対応をし、不登校の解消に向けて取り組みを進めています。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 鈴木君。

○１４番（鈴木利明君） １２月３日土曜日でしたが、京丹波町いじめ防止作文コンクール表彰式が山村開発センターみずほでありました。私も参加させていただきました。今回がこのコンクール表彰は初めてだと伺っております。いじめ防止に積極的に取り組まれる教育委員会の対応と相まって、最優秀表彰を受けられた下山小学校６年生の小野そらさん、蒲生野中学校１年生の中咲月さん、お二人のすばらしい作文を拝聴いたしました。同時に、すばらしい堂々とした発表態度に私は深く感銘をいたしました。この場から私のお二人に心からの拍手を送る次第でございます。

このようなすばらしいことの一つ一つの積み上げがすばらしい学校をつくり、明るくいじめのない学校をつくることだと感じたところでございます。

次に、２つ目は、大阪府教育庁は、１１月１８日に、来年度から教職員の午後７時以降の居残りを禁止する「一斉退庁日」、そして部活動を自粛する「ノークラブデー」を、両方ともですが、週１日以上設けると新聞にありました。守らない学校には指導するという徹底した内容でございました。よくよく聞いてみますと、これには２０年ほど前から週１回の定時５時の退庁日を設けるよう各学校に大阪府教育庁は呼びかけてきたけれども、効果が出ていない状況にあったようでありまして、反省として、全員に定時に帰るとするのは現実的でないとして、今回、午後７時以降を週１回と定めたものでございます。

また、部活動での居残りを負担と思われない先生方も多いと聞いております。しかし、この機会に、働き方を考え直すきっかけにしたいという大阪府教育庁の考え方があるようでございます。

現実として、私は、近辺の先生方を見ておりまして、勤務時間は極めて長い。この実態を見直すべきだとする大阪府教育庁の今度の施策は一石だと考えておるわけでございますが、教育長さんのご所見を伺います。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 今ご指摘いただきました教職員の勤務実態ではありますが、特に日本の教職員の勤務時間の実態というのは、国際的に見ても極めて大きな課題というふうに認識をしております。勤務時間の短縮は教職員が心身ともに充実した状態で、子どもの教育に意欲と能力を十分に発揮する上で、極めて重要な教育課題であると認識をしております。

京丹波町教育委員会としても、町内の校園長に対し、まずは勤務実態の把握、あるいは土日の出勤等に関しては週休日の振り替え、勤務時間の振り替えなど適正に行い、長時間勤務の短縮に実効ある取り組みを求めているところであります。

ご提案いただきましたノークラブデーなどは、本町の中学校では水曜日を、クラブの休止日とするなどの工夫も既にされているところであります。

ただ、教職員の服務というのは、子どもをめぐるさまざまな教育課題、教育問題を前にしたとき、個々の教員の自覚や使命感によって支えられているという特性もあります。したがって、一律に線を引くことが難しいものでもあると。非常に難しい両面があるというふうに認識しております。

ただ、こうした状況も踏まえ、本町教職員の勤務実態の把握をするため、実態調査をこのたび実施をすることを検討しています。そうして、より実効性のある勤務時間短縮方策の検討を進めていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（野口久之君） 鈴木君。

○14番（鈴木利明君） 先般、大分前になりますが、広告大手の電通京都支社が従業員の長期時間勤務などで当局の捜査を受けました。ご案内のとおりでございます。これを機に、今、京都の企業は大きく、大げさに言えば、揺れておるということでございます。それは政府の働き方改革もあります。同時に、従業員の勤務時間を根底から見直す動きがそれであります。具体的に言えば、毎日7時以降の居残り残業を認めない、禁止する企業もあるように聞いております。しかし、現実からしたら、無理やりな対応の部分があっても、そこまでやらなければ、時代の要請に応えられない。意識改革も進まない。もっと大げさに申せば、企業として生き残れないとの感覚であります。

私は、今、申し上げた例は、これらの動きは、さきのお大阪府教育庁の動きと軸を同じくするものではないかと思っております。

次は、3つ目に、ふるさと学習について質問をいたします。

町の合併や学校の統合などで、子どもたちのふるさと意識が希薄になってはいないか。私は大変危惧をしております。

私のことを申せば、私の母校は明俊小学校であります。ふるさとは当然すばらしい梅田であります。ふるさとへの愛着というのは無限でありまして、ふるさとにいつまでもかかわっていきたい気持ちも、また無限でございます。

しかし、今はもう明俊小学校は廃校になってありません。瑞穂中学校で学んだ桧山は、梅田とは異質のふるさと意識であります。ふるさと意識しかありません。

子どもたちがふるさとを知り、ふるさとにかかわり、ふるさとに学ぶ「ふるさと学習」は、今や重要な教育課題と私は考えます。ふるさと学習をしっかりと教育課程で取り組むべきだと考えますが、ご所見をお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） お答えいたします。

京丹波町で生まれ育つ子どもたちにとって、ふるさと京丹波の特色、よさを、地域の人々とのふれあいの中で学ぶ学習は、豊かな体験、学びの原点であり、ふるさとへの誇りを培い、また、みずからの自尊感情にもつながるものであると考えております。こうした学びや体験は、児童生徒が、今後、長い人生を生きる上での基盤となるものと考えております。特に、グローバル化が急速に進展する中、将来、いかなる場所で活躍するにせよ、みずからのことをしっかり理解している者こそ、異なる文化も理解し、共生して生きることが出来る必須の資質でもあると思います。

こうした観点から、これまで各校園で、地域に学ぶ学習を、それぞれの地域の特性を生かして進めてまいりました。これらの地域とともに学ぶ、いわゆる「ふるさと学習」をさらに推進するため、次年度において「ふるさと学習推進モデル校」の指定を検討したいと考えております。

○議長（野口久之君） 鈴木君。

○14番（鈴木利明君） 今、教育長からうれしいお話をいただきました。来年度からはモデル校を目指したい。力強いお言葉をいただきました。みんなで心からの支援を申し上げたいというふうに申し上げて、教育問題はこれで終わらせていただきます。

次に、新庁舎建設計画の進捗状況についてお尋ねをいたします。

新庁舎建設事業は、4月1日、町民多くの期待の中でスタートしました。現在は、新庁舎建設基本計画審議会では細かな検討が進められております。進捗状況については、新聞報道などで断片的に知る程度であります。ついては、現在までの公開できてよい進捗状況の範囲で結構でございますので、概要についてお伺いをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 新庁舎建設事業ですが、平成２８年６月３０日に第１回新庁舎建設基本計画審議会が開催されました。基本計画の策定につきまして諮問したわけですが、審議会では、木津川市役所、京都トレーニングセンターへの視察も含め、全５回開催されたところでございます。審議会では「まちづくりの拠点となる庁舎」、「利用しやすい庁舎」を目指し活発に議論いただきました。

また、この間に町民ワークショップも開催し、中学生、高校生を初め、参加いただいた町民の方から新しい庁舎に対する夢や思いを語っていただいたところであります。

なお、１２日には審議会より答申をいただく予定であります。これを受けて、基本計画を策定する予定としております。

また、審議会の答申を受けて議会にも報告するのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（野口久之君） 鈴木君。

○１４番（鈴木利明君） 今のご答弁ありがとうございます。

次に、町営バス運行事業についてお尋ねをいたします。

本町の町営バス事業は、全町域で運行され、１０年余が経過をいたしました。この間、さまざまな工夫や改善を重ね、今や町民になくてはならない交通機関としてしっかりと定着しております。バス１６台、１２路線を有し、年間事業費は約１億円となる大事業であります。この事業は、運行主体、運行事業ともに本町が担っております。この中で、運行事業については、他の市町村の実態や業務の専門性から、委託してはどうかという１つの選択は適当ではないかと私は考えております。

町営バス事業は、いつになっても安全第一で便利な交通機関をめざし、一層の工夫や改善を重ねていかなければなりません。ご所見を承ります。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 本町の町営バスにつきましては、旧和知町では、平成元年１０月から、また、旧瑞穂町では平成３年から、民間バス事業の撤退を受けて、順次、町営バスの運行を始めました。そして、合併後は、京丹波町としては平成１８年５月から全町域において、市町村運営自家有償運送として、町営バスの運行を行っているところであります。

ほかの市町村を見ますと、それぞれ地域の交通事情に応じた運行形態をとっておられます。

本町におきましては、町内の鉄道、バス、その他交通など、将来の公共交通のあり方について、鈴木議員さんがおっしゃっている提案も含め調査してまいりたいと考えておりますので、今時点ではご理解いただきますようによろしくお願いいたします。

○議長（野口久之君） 鈴木君。

○14番（鈴木利明君） よくわかりました。

地域公共交通のあり方について、さらに十分な調査検討を行っていただき、何が一番よい体制なのか、安全第一を守り、雇用を守り、その他条件をカバーする町営バスの運行体制をしっかりと構築いただきますようお願いをいたしまして、最後の質問に移ります。

5番目には、国道9号観音峠のバイパス化についてであります。

本件については、森田議員もかねてから賛同をいただいております、調査活動も一緒に行ったところであります。

国道9号は、京丹波町民にとって重要な生活道路であります。園部や亀岡などに行くには必ず通る観音峠のバイパス化は、絶対的に必要であり、町民長年の悲願ではないかと考えておるところでございます。観音峠の交通量は、平成22年の交通センサスによりますと、両方の行き帰りを含めての話ですが、1日6,577台、うち大型は742台、11.3%にすぎません。いかに町民の小型車両の交通量であろうかというふうに思います。このような交通量を踏まえて、バイパス化による経済効果は多大なものが私は見込まれると思っております。降雨量が230ミリ以上で交通規制がしかれ、冬季には降雪や凍結が重大な交通阻害要因となっております。雪の中で放置されたままの自動車を見たり、凍結でこわごわ越える観音峠事情は何とかなければ、この思いでいっぱいでございます。この考え方は従来からそう思っておりました。

私事になりますが、私は、毎年、お盆にはお寺参りに家族そろって国道9号経由鳥取県の羽合町、今の湯梨浜町でございますけども、行っておりました。行くのが常でありました。昭和50年代までの道路事情は、極めて悪くございました。特に、春來峠や蒲生峠は、その最たるものでありました。しかし、早い段階でこの2つの峠は大改修されまして、私も早く鳥取に着けるようになったのを覚えております。

観音峠や老ノ坂峠は、これ以上の需要度のある道路でありまして、いつか改修されるだろうと期待しておりました。しかし、いまだ何の対応もなく、現在に至っておることはご案内のとおりでございます。観音峠のバイパス化は、峠以東の皆さんには、生活圏の違いからさしたる重要度ありません。

京都縦貫道が開通いたしました今、本町が中心となって各方面への積極的な要請活動の展開を強く行っていただきたい。このことをお願いを申し上げるところでございます。町長のご所見を承ります。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 国道9号は、京都府の南北をつなぐ重要な幹線道路であります。住民の生活道路として重要な道路であると考えておりまして、特に観音峠につきましては、降雨による通行規制もあり、冬季における降雪や凍結などに加え、急カーブ・急勾配等の対策も必要であると認識しておりますが、現在のところは町道蒲生野中央線の交差点改良を含む4車線化や、以前から地元要望があります水戸地内の交差点改良等の要望を引き続き行う考えでおります。

観音峠のバイパス化につきましては、ほかの事業の進捗を確認しながら、南丹市との調整を踏まえて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 鈴木君。

○14番（鈴木利明君） 今ご指摘のように、バイパス化と言うたら一言でいっても大変な作業ですし、資金も要します。時間をかけてじっくりバイパス化に向けての歩みをいただきますようお願いを申し上げまして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（野口久之君） これで、鈴木利明君の一般質問を終わります。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

よって、本日はこれをもって散会いたします。

次の本会議は、明日8日に再開しますので、定刻までにご参集ください。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 3時45分

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 野口久之

〃 署名議員 松村篤郎

〃 署名議員 坂本美智代